

【評価項目AからEについて】

A:計画していた以上に実施(推進・提供・整備・達成・完了・展開)できた。

B:概ね計画どおりに実施(推進・提供・整備・達成・完了・展開)できた。

C:計画どおりに実施(推進・提供・整備・達成・完了・展開)できなかった。(若干下回った)

D:計画どおり実施(推進・提供・整備・達成・完了・展開)できなかった。(大きく下回った)

E:事業の廃止等により評価できない。(実施しなかった)

1. 「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況と今後の展開について

<基本施策1 地域における子育ての支援 >

(1)地域における子育て支援サービスの充実

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	子育て支援拠点管理運営事業★	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て政策課	B	子育て支援センター(4か所)を運営し、延べ45,547人が利用した。また、相談に対応し、育児不安等の解消に努めた。(利用者数内訳:マロニエ:15,137人、いずみ:10,891人、こゆるぎ:3,609人、おだびよ:15,910人)※令和5年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止から脱し、利用時間や入場人数の制限等も解消されたことから、コロナ前と比較すると利用人数が回復途上ではあるが、いずれのセンターも、令和4年度と比較して利用が大幅に増加している。	これまで培ってきた各関係機関や地域と連携した講座開催などの取り組みや関係性を継続する。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な制限がある状況下において、子育て家庭同士、交流の機会を求めていることが改めて把握できた。交流の機会を確保するとともに、子育て家庭が来所した際に育児の不安や悩みを打ち明けやすい受容的な場の提供がこれまで以上に重要となっている。コロナ禍にあって、断絶してしまった関係を再生することが重要である。さらに、様々な背景をもつ子育て家庭が利用することから、必要とする育児や子育てに関する情報も多種多様となっており、その情報の収集や効果的な提供方法について工夫を凝らす必要がある。そのため、指定管理者制度に移行したことで、民間のノウハウを活かしつつ、より柔軟に子育て家庭のニーズに即した事業が展開できるようにしていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援 －10
2	地域子育てひろば事業★	未就園児の保護者同士の交流や情報交換の場となる地域子育てひろばを運営する。	子育て政策課	B	・運営を地区民生委員児童委員協議会などに委託して実施。 ・令和5年度は23地区24箇所延330回開催、延参加者組数2,488組、延参加者数5,394人 ・コロナ禍の影響により、感染対策を講じながら開催した令和4年度の参加者数は増加したが、令和5年度は減少に転じてしまった。 ・地域子育てひろば連絡協議会(児童部会)を4年ぶりに開催した。地区同士の情報交換の場を設けることができ、お互いにひろばの運営に活かせる情報交換ができるなど、有益な場にすることができた。	・地域の状況を鑑みつつ、まずは、現状のひろば数を維持する。 ・子育て支援センターと連携し、小さい単位でひろば担当者が直接意見交換できる場の設置を支援していくほか、子育て家庭へのひろばの周知を図っていく。 ・地域の大学との連携について、引き続き推進しひろばの充実を図る。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援 －11
3	一時預かり事業★	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施圏の拡大に努める。	保育課	A	各施設の事業実施が円滑に進むよう、実施圏に対して、利用人数に応じて補助金を交付したほか、新規開業を希望する法人に対し協議に応じ、開業のサポートを行うなどした。 令和5年度は年間延べ利用児童数15,630人と前年度の14,253人に比べ利用が伸びた。	引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう事業を実施する施設に対して補助金を交付する。また、事業のニーズを捉え、必要に応じてその拡大を図るため、開業を希望する法人に対して適切なサポートを行う。	
4	ファミリー・サポート・センター運営事業★	育児支援を受けたい人と育児支援をできる人の登録及び管理、援助活動の調整を行う。また、ひとり親家庭等が負担する利用料金への補助を行う。	子育て政策課	B	支援会員:267人 依頼会員:1,158人 両方会員:32人 活動件数:3,478件 産前・産後の家事支援:74件。会員の増加に向けて、管理運営業務の受託者による主体的な取組として、令和5年7月に「ファミサポ大学」を開始した。会員を対象に、援助活動に必要な知識だけでなく、会員自身の生活に役立つ知識について、専門家を招いて講義を行った。受講者が会員登録するなど一定の効果が見られた。	引き続き他機関と連携を図り事業の周知を図るとともに、会員向けの研修会等の充実化や、会員登録を電子データでの受付も可能にするなど、事業の充実度や利便性を高める取組を実施していく予定である。今後も育児不安や身近な相談なども受入れ、必要に応じて関係機関へ引継ぎを行い、子育て家庭に対し寄添った支援を展開していくことを目指す。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援 －19
5	子育て短期支援事業★(トワイライトステイ)	保護者が夜間に子どもの保育を行うことができない場合に、児童養護施設等で預かりを行う。	子ども若者支援課	E	令和6年度中に事業が開始できるよう、委託先である関係機関と連携を図り、どのような形であれば実施できるのか国から情報提供される内容の共有に努めた。	国のガイドラインや実施要綱などによる情報を収集するとともに、県内他市の動向を確認しながら、令和6年度中に事業が実施できるよう、要綱の制定をはじめ仕様書の作成などを行っていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
6	病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)★	病氣中または病氣回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を、病氣回復期まで一時的に預かる。	保育課	B	各施設の事業が円滑に進むよう、事業を実施する施設に対して補助金を交付したほか、事業実施施設間の協力・諸課題の解決に向けた協議を行うため「病児・病後児保育事業連絡会」を開催するとともに、事業の認知向上を目的に広報掲載や乳幼児健康診断でチラシを配布するなど、事業周知に努めた。本事業に置いては令和5年度は538件と令和4年度の413から増加し、コロナ禍前の令和元年度の状況(684件)に戻る傾向にあった。	引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう事業を実施する施設に対して補助金を交付するほか、「病児・病後児保育事業連絡会」を開催し、事業の効果的な運営や諸課題の検討を行うとともに、必要な利用者がスムーズに情報を把握できるよう事業の周知に努める。また、利用実績や利用者のニーズなども把握した上で、施設や関係医療機関と協議し、事業のより良い在り方について検討していく。	
7	養育支援家庭訪問事業★	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、児童の養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談や指導を行い、当該家庭における適切な子どもの養育環境を確保する。	子ども若者支援課	B	児童の養育について支援が必要な家庭を委託業者が訪問し、育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的な不調状態に対する相談や指導を実施した。	引き続き、児童の養育について継続的な支援が必要な家庭に対し、家事及び育児等の支援を行う委託業者を派遣し、子どもの養育に関する援助や指導等を行う。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－20
8	おだわら子ども若者教育支援センター運営事業	妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壮年期に至るまで、教育と福祉が連携した、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行うため「おだわら子ども若者教育支援センター」を設置し、相談者や施設利用者(つくしんぼ教室、しろやま教室、通級指導教室等)が安心して利用できる環境を整える。	子ども若者支援課	A	4月に健康づくり課の子どもに関する業務を移管するとともにし、令和6年4月のこども家庭センター設置に向け、相談室の増加、入口の自動ドア化、トイレの洋式化等の施設改修により、利用しやすい環境の整備を行い、妊産婦から39歳まで切れ目なく相談支援できる体制の更なる強化を図った。	平成5年12月建設の施設であり、経年劣化がみられるため、資産経営課保全係と調整しながら優先順位をつけて対応し、利用者が安心して相談できる環境を維持していく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－2
9	子育て世代包括支援センター★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。さらに、児童福祉と母子保健を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として、位置付けることにより、相談支援機能の強化を図っていく。	子ども若者支援課	B	来所及び電話相談は前年に比べ減少傾向。相談内容が複合的に複雑化してきているので、総合的に支援できるよう、継続して相談対応の強化を図っていく。母子健康手帳交付時の妊婦との面談 954人、来所相談 延141人、電話相談 延315人	専門相談として栄養士の相談日を開設していき、母子の健康や育児に関する相談支援等を強化していく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－1
10	母子訪問指導事業★	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	子ども若者支援課	B	延2,480人(妊婦67人、産婦874人、乳児890人、幼児217人、その他432人)の妊婦や乳幼児に対し、保健師や助産師が家庭訪問を実施し、育児支援を行った。	妊産婦や乳幼児を持つ保護者等に家庭訪問を通じて、妊娠や育児に関する情報を伝えることを継続する。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－4
11	出産・子育て応援事業	全ての妊婦及び子育て家庭が孤立感や不安感を抱くことなく、安心して出産及び子育てができる環境の整備を促進するため、伴走型の相談支援を充実するとともに、経済的支援を一体として実施する。 【出産応援給付金】妊娠届出時の面談を受けた妊婦 妊婦1人につき5万円 【子育て応援給付金】乳児家庭全戸訪問時の面談を受けた養育者 新生児1人につき5万円	子ども若者支援課	B	【出産応援給付金】1,396件69,800千円 【子育て応援給付金】1,206件60,300千円 令和6年2月から電子申請を開始し、申請者の利便性向上を図った。	引き続き、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に運用していく。経済的支援は子育て世帯の利便性等を考慮し現金給付を継続する。	【重点施策4】経済的支援－12
12	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	子ども若者支援課	B	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子どもの養育環境を把握するとともに、支援が必要な家庭に対して支援を行った。出生した乳児1,059人のうち989件を訪問(訪問率93.4%)した。	今後も引き続き速やかな訪問日調整等に努め、訪問率の維持向上を図るとともに、ニーズに応じた支援を行っていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－8
13	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)★	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	教育総務課	B	利用児童が増加傾向にある早川小学校と、久野小学校の支援級在籍児童の増加に備えた学校側の意向にともない、旧パソコン室を児童クラブ室に整備した。 また、放課後児童クラブの委託事業者や支援員等に協力を依頼し、放課後子ども教室と一体的な運用を行った。 入所児童数 1802人 全41クラブ(令和5年度4月1日時点)	保護者等の就労や疾病等で、放課後に適切な保護を受けられない子どもに放課後の居場所を提供し、待機児童が発生しないよう努める。 また、令和5年度の10月から新たに委託締結した市内事業者2者が運営する2クラブ(前羽小・下曽我小)をはじめ、全放課後児童クラブの安心・安全な運営を目指す。	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－11
14	放課後子ども教室推進事業	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課	B	片浦小学校は4月から、ほかの24校については6月から開所した。 開所日数(延べ日数) 1055	放課後児童クラブとの連携を図り、引き続き、安全・安心な子どもの居場所を提供していくとともに、効果的な運用や連携について研究していく。	【重点施策1】教育の支援－10 【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－9
15	子どもの居場所づくり事業	学校や家庭以外の安心できる居場所が確保されていることは、青少年健全育成上、極めて重要であることから、公民館等を活用した子ども食堂等の子どもの居場所づくり(形式:子ども食堂型、居場所型)を支援している。	青少年課	B	子ども食堂型2か所、居場所型4か所へ子どもの居場所づくり事業補助金を交付した。	自治会や民生委員・児童委員、或いは子どもに関係する団体や地域コミュニティの形成に取り組む団体などと連携を図りながら、実施地区の拡大に努めていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－23
16	冒険遊び場事業	子どもたちに公園を中心とした禁止事項を極力少なくした遊び場を提供することで、子どもたちの自立性、創造性及び協調性を育む。	青少年課	D	ブレイリーダーの人材発掘のため、指導者養成講座にて冒険遊び場プログラムを実施した。	冒険遊び場プログラムを指導者養成講座にて実施し、人材の発掘に努める。今後も子どもの居場所と捉え、実施していく。	
17	児童プラザ管理運営事業	子どもや保護者が楽しく安全に遊ぶことが出来る屋内遊び場を運営する。	子育て政策課	B	年間302日開設し、延べ23,003人、1日平均約115名程度の利用があった。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、利用時間や入場人数の制限等を撤廃したため、前年度よりも利用者数が大幅に増加した。	安全な遊び場を提供するとともに、指導員を配置し、子どもの遊びに対する助言・指導を行う。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－24

【資料1】

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
18	子育て短期支援事業★ (ショートステイ)	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童を施設において一定期間、養育・保護を行う。	子ども若者支援課	E	令和6年度中に事業が開始できるよう、委託先である関係機関と連携を図り、どのような形であれば実施できるのか国から情報提供される内容の共有に努めた。	国のガイドラインや実施要綱などによる情報を収集するとともに、県内他市の動向を確認しながら、令和6年度中に事業が実施できるよう、要綱の制定をはじめ仕様書の作成などを行っていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援

(2) 幼児期の教育・保育サービスの充実

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	通常保育事業★	家庭で保育することができない児童を保育所で預かり、保育を行う。個々の保育所の定員の弾力化や拡充により待機児童の解消を図る。	保育課	B	要入所児童の保育に必要な経費を負担するとともに、入所希望に可能な限り応えるために、個々の保育所において、基準の範囲内で定員を超えた児童の受入れを行った。 なお、令和5年4月の受入れ児童数は3,346人と昨年度の3,323人と比較すると20名ほど増加した。昨年度から定員を拡大できたことにより入所児童数を増やすことができた。	要入所児童の受入れを行う保育所等の安定的な運営に資するため、保育に必要な経費を負担するほか、希望する保育所等への入所が可能な限り適うよう、個々の保育所での入所定員の弾力化や受入れの拡充のために必要な調整を行う。 このほか、小田原市子ども・子育て支援事業計画に位置付けられた各種事業を推進し、必要な保育の受け皿確保を進めることで、待機児童の解消を図る。なお、事業拡大にあたっては、利用状況や窓口等でのヒアリングを基に、利用者のニーズを十分に把握した上でその是非を判断する。	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－ 1
2	延長保育促進事業★	保護者の就労状態等に対応するため、通常保育の前後の時間において、時間を延長して保育を行う。今後、受入れの拡大と時間延長に努める。	保育課	B	公立保育所5園も含めた45ヶ所で事業を実施することで、利用者の多様なニーズに即した保育時間を提供したほか、事業の円滑な実施に資するため、事業を実施した民間の保育所等に対してその利用数に応じた補助金を交付した。 なお、令和5年度の利用状況は19,576人だった。	利用者のニーズに応えるため各保育所等で事業を実施するとともに、民間保育所等に対しては、引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう利用実績に応じて補助金を交付する。	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－ 2
3	乳児保育促進事業	0歳児の保育を行う。今後、定員枠の拡大に努める。	保育課	E	令和2年度以降、市内での実績がない。 (市内で唯一実施していた保育所が、新型コロナウイルス感染症の状況を受け、令和元年度一杯で事業を終了している) 事業の実施にあたっては、十分な保育士確保と効率的な運営体制の構築が不可欠となるが、各園が保育士不足で通常保育の提供に苦慮する現状では、実施は極めて困難である。	現時点では事業再開の見込みは立っていない。 今後、利用ニーズが増加傾向となる場合には、短期的な対策として日曜・祝日も開業している認可外保育施設(企業主導型保育事業)の案内を行う。増加傾向が顕著な場合には、通常保育の動向も見つつ、実績のある施設を中心に、事業再開・開設に向けた諸調整を図る。	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－ 3
5	障がい児保育促進事業	障がいのある児童の保育体制の充実を図るため、保育士の雇用を促進させる。	保育課	B	支援が必要となる児童の保育所入所が進むよう、対象時の受入れを実施した民間保育所に対し、保育士の加配に必要な人件費等に対する補助金を交付した。(25園88人の受入れ。前年比7人増) 当該補助事業については、各施設による適切な受入れが進むよう、対象の拡大を図るなど、認定が進むように制度改正を実施したが、保育士の確保が思う様に進まない状況もあり、補助制度を活用する園が拡がらない点が課題となっている。	毎月の利用選考手続きの中で、各園における障がい児の受入れについて調整しながら本件事業への理解を求めていく。 また、事業を行う民間保育所に対しては、補助制度を活用し円滑な受入れが進むよう、制度の見直しも視野に必要な調整を図る。特に医療的ケア児の受入は限られた園での対応となることから、関係団体とも協議し、障がいの有無に関わらず、児童や保護者が望む保育所等を利用できる環境を構築していく。	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－ 4
6	認可外保育施設への支援事業	認可外保育施設の保育環境の向上を図るため、助成や指導を行う。	保育課	B	届出保育施設に対して、入所児童の処遇向上、健康や安全衛生面での適切な保育水準を確保するための児童の健康診断等にかかる費用に対して補助金を交付した。(令和5年度2園)	届出保育施設に対して、入所児童の処遇向上、健康や安全衛生面での適切な保育水準を確保するために、引き続き児童の健康診断等にかかる費用に対して補助金を交付する。	
7	公立保育所運営管理事業	公立保育所の施設等の維持・修繕や、給食の提供、職員の研修、賠償保険関係などを含めた運営管理を行う。	保育課	B	老朽化の著しい水回りやガスレンジ等調理室内を中心に計画的な修繕を実施した。また、空調やプール等、必要に応じて各園において修繕を実施した。	安全な給食の提供、職員研修や必要な施設管理の実施など、公立保育所が安定的に運営できるよう、引き続き適切な管理運営を行う。給食業務については、令和5年4月現在、曽我、下曽我の2園を委託化しているが、今後、委託化を他の公立園へ広げていく。	
8	民間保育所運営費補助事業	民間保育所の運営が円滑に行われるよう人件費等を補助する。	保育課	B	民間保育所等に対し、子どものための教育・保育給付費及び子育てのための施設利用給付費のほか、安定した保育所運営に必要な補助事業を実施した。	給付費の適正な執行を行うとともに、保育所運営の課題等に合わせ、必要な補助事業を引き続き実施していく。	
9	公立保育所施設整備事業	安全を確保し、多様な保育ニーズに対応するため施設整備を行う。	保育課	B	老朽化の著しい水回りを中心に計画的な修繕を実施した。また、必要に応じて各園において修繕を実施した。	要修繕箇所の計画的な修繕を実施するとともに、必要に応じて各園において修繕を実施する。	
10	民間保育所等施設整備補助事業	安全で多様な保育サービスに対応できるように、民間保育所等における施設の改築・新規開設や大規模修繕等に対して助成を行う。	保育課	B	「小田原市子ども・子育て支援事業計画」や「新子育て安心プラン実施計画」に基づく教育・保育の量の見込みを踏まえ、就学前教育・保育施設の整備(改築)に対する助成を行った。	保育の受け皿数(利用定員数)が保育ニーズを上回る状況にあることから、新たな民間の保育施設整備は予定していないが、必要な改築や大規模修繕等の施設整備により、民間保育所等の環境改善を行っていく。	
11	認定こども園整備事業	教育・保育を一体的に行い、地域における多様な保育ニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園での認定こども園の設置を検討する。	保育課	B	移行を希望する認可私立幼稚園に対し、県の認定に係る事前協議や申請等のサポートを行った結果、令和5年4月から認定こども園に移行することとなった。加えて、令和5年度中に園舎の増築工事を行い2歳児定員の新規受け入れが可能となった。 このほか、橋地区での公立認定こども園の整備に向け、令和4年12月に策定した「(仮称)橋地域認定こども園整備基本計画」に基づき、整備事業者の選定を行った。	今後も、市内保育所や幼稚園等の意向等を把握するとともに、認定こども園への移行を希望する園に対しては、必要な支援を行っていく。 また、引き続き教育委員会との連携を深め、幼保の枠組みを超えた市全体での教育・保育の質向上に向けた取組みを行う中で、幼児期におけるより良い教育・保育の環境整備の実例の1つとして、橋地区における公立認定こども園の整備を進めるとともに、その他公立施設の在り方についても検討を重ねる。	

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
12	公立幼稚園教育推進事業	介助教諭等の配置や延長保育の実施のほか、臨床心理士等の派遣や各種研究事業を通じて教諭の資質向上等を図る。	教育総務課	B	介助教諭等を38名配置した。 酒匂幼稚園及び下中幼稚園で延長保育を実施した。 各幼稚園に臨床心理士を2回ずつ派遣した。 各種研究事業を通じて教諭の資質向上等を図った。	公立幼稚園における園児数の減少傾向の一方、支援を要する園児は増加傾向であるため、公立幼稚園のあり方を検討するとともに、併せてインクルーシブ教育を公立・私立が連携し実現していくため、各種検討を行う。	【重点施策1】教育の支援－ 5 【重点施策2】生活の安定に資するための支援－36 【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実
13	私立幼稚園教育推進事業	私立幼稚園児の内科・歯科検診を補助する。	保育課	B	私立幼稚園の内、新制度に移行していない園に在園している幼児の内科検診及び歯科検診の検査が円滑に実施されることで児童の健全な育成に繋がるよう、対象園(6園)に対し、検診に係る経費の一部を助成した。	新制度に移行した施設とのバランスを踏まえ、引き続き支援を行う一方で各施設の子ども子育て支援新制度への移行状況を見極めながら、今後の補助事業のあり方を検討していく。	
14	就学前教育・保育充実事業	子どもを主体とした教育・保育の取組を市全体に拡げていくため、民間施設を含めた幼稚園・保育所の職員等による意見交換会を実施するとともに、公立認定こども園整備へ向けた保育・教育現場での諸課題を整理するため、アドバイザーによる指導を得ながら職員の相互研修を推進する。	保育課 教育総務課	C	学校教育までを視野に入れた幼児教育・保育の重要性をテーマとした講演の後、市内幼稚園及び保育所での取組事例の発表を行い、参加者間での意見交換を行った。 R5年度の2回の開催では、1回目に市内33園60人2回目は市内43園56人が参加した。	市内公私幼保施設の保育士同士が、子どもの主体性を育む教育・保育について、自園の取組をパネルに掲示するなどして、互いに十分な意見を交換することと、現場における工夫や新たな取り組み事例の発表を基に、学識経験者からの知見を交えた講評によって、保育の質の向上について参加者同士で共有すること、両方の開催内容を実施することで、小田原市の多様で特色ある質の高い幼児教育保育が各園での実践につながり、市全体に広がっていくことを目指す。	
15	病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)(再掲)★	病氣中または病氣回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を、病氣回復期まで一時的に預かる。	保育課	B	各施設の事業が円滑に進むよう、事業を実施する施設に対して補助金を交付したほか、事業実施施設間の協力・諸課題の解決に向けた協議を行うため「病児・病後児保育事業連絡会」を開催するとともに、事業の認知向上を目的に広報掲載や乳幼児健康診断でチラシを配布するなど、事業周知に努めた。 本事業に置いては令和5年度は538件と令和4年度の413から増加し、コロナ禍前の令和元年度の状況(684件)に戻る傾向にあった。	引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう事業を実施する施設に対して補助金を交付するほか、「病児・病後児保育事業連絡会」を開催し、事業の効果的な運営や諸課題の検討を行うとともに、必要な利用者がスムーズに情報を把握できるよう事業の周知に努める。 また、利用実績や利用者のニーズなども把握した上で、施設や関係医療機関と協議し、事業のより良い在り方について検討していく。	
16	一時預かり事業(再掲)★	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。	保育課	A	各施設の事業実施が円滑に進むよう、実施園に対して、利用人数に応じて補助金を交付したほか、新規開業を希望する法人に対し協議に応じ、開業のサポートを行うなどした。 令和5年度は年間延べ利用児童数15,630人と前年度の14,253人に比べ利用が伸びた。	引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう事業を実施する施設に対して補助金を交付する。また、事業のニーズを捉え、必要に応じてその拡大を図るため、開業を希望する法人に対して適切なサポートを行う。	

(3) 幼児教育・保育を担う人材の確保

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	保育士等の処遇改善	国が進める保育士等の処遇改善とそれに伴うキャリアアップ研修の実施により、新規保育士等の確保とともに離職防止を図る。	保育課	B	国の制度に基づき必要な条件を満たした保育所等に対し、各職員の処遇改善に必要な給付費を支給した。 令和5年度は、経験等に基づく改善分として265人に対して処遇改善を行った。(参考: 令和4年度235人、令和3年度272人)	国の制度を確実に把握し、適切に給付費の支給を行っていく。 また、各園での処遇改善が着実に進むよう、各園に対し各種制度・手続き等に関しての相談に応じるほか、キャリアアップ研修への参加が図られるよう代替保育士の雇用に係る経費に対するの補助を行っていく。	
2	就職相談会及び就職支援セミナー	潜在保育士や保育士養成施設の学生向けの就職相談会や就職支援セミナーを開催し、事業者と就職希望者が繋がる場を設ける。	保育課	B	小田原市保育会との共催で潜在保育士や新卒者を対象とした就職相談会を実施した。令和2年度は1月に開催したが、参加者が参加しやすい時期を選び8月開催としたことで、以前と比べ参加者が増えた。	引き続き、市保育会との協力の下で相談会を開催し、保育所等における保育士の雇用に繋げていく。 また、参加者の確保を図るため、近隣も含めた養成校や県保育所・保育士支援センターを介すなどして広く事業周知を行う。加えて、相談者の相談先の充実を図るため、参加園の確保も同時に行っていく。 幅広い参加者を集められるよう、周知や開催手法についても検討を重ねていく。	
3	民間保育所等保育士確保支援事業	保育支援員の設置や施設のICT化等の保育士の負担軽減に資する取組や雇用保育士の宿舍借り上げ等の働きやすい環境整備に資する取組に対し、補助金を交付するなどの支援を行う。	保育課	B	保育士の負担軽減及び効率的な保育業務の実施などに資するよう公立保育所全園に園務システムを導入したほか、民間保育所に対しては、保育士の確保・離職防止に係る取組みに対し、国・県の補助制度を活用してその経費に係る補助金を交付した。 また、更なる保育士確保策を検討した。	国の補助制度も活用しながら、公立・民間ともにICT化を進めるとともに、引き続き国・県の補助制度等を活用し、保育士の確保・離職防止を図るため、必要な補助事業の実施・導入に向けた検討を行っていく。 また、これらの制度を各施設が適切に活用できるよう事業の周知を始め、実施に係る手続き・導入に向けたサポートを行っていく。	

(4) 子育て支援のネットワークづくり

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度貧困計画実施状況の該当
1	子育て支援情報提供事業 (地域情報SNS「PIAZZA(ピアッツァ)」)	スマートフォンのアプリを通して、子育て中の親同士がつながり、子育て関連の情報交換など双方向のコミュニケーションができるほか、子育て支援施設の情報やアプリ利用者からの情報を地図に蓄積することができる地図情報機能を搭載し、これまで紙で発行していた「子育てマップ」に代わるデジタル版のマップを提供する。	子育て政策課	B	市町村広域行政助成事業助成金を活用した紙の子育てマップの発行は令和4年度版で終了し、令和4年2月からは、地域SNSアプリ「PIAZZA」内での運用を開始している。アプリ内の子育てマップでは、スポットごとに登録者による口コミが投稿できるため、より有益な情報が発信されている。	地域SNSアプリ「PIAZZA」や市ホームページなど、オンライン上での運用を通して子育てに有益な情報を発信できるよう努める。	

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
2	電子母子手帳アプリ(おだわらっこ手帳)	スマートフォンのアプリを通して、育児に関する情報を提供し、妊娠期から子育て期にわたり支援する。これまで提供していた「ママパパ子育て知恵袋メール」の内容も引き続き、本アプリで提供する。	子ども若者支援課	B	スマートフォンのアプリを通して、育児に関する情報を提供し、妊娠期から子育て期にわたり支援している。	登録者数が増加するよう普及啓発に努めるとともに、内容の充実をしている。	
3	子育て支援フェスティバル開催助成事業	子育て中の親子が、楽しみながら子育ての知識を得られる「子育て支援フェスティバル」を開催する実行委員会に対し、補助金を交付する。	子育て政策課	B	・令和5年度の子育て支援フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 ・実行委員会については、当面の間休止することとなったが、目的を達成できる形での開催に向けて、実行委員会を再編成・再構築する予定である。	子育て支援フェスティバルの再開に向けて、実行委員会を再編成・再構築する。	
4	子育て支援拠点管理運営事業(再掲)★	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て政策課	B	子育て支援センター(4か所)を運営し、延べ45,547人が利用した。また、相談に対応し、育児不安等の解消に努めた。(利用者数内訳・マロニエ:15,137人、いずみ:10,891人、こゆるぎ:3,609人、おだびよ:15,910人)※令和5年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止から脱し、利用時間や入場人数の制限等も解消されたことから、コロナ前と比較すると利用人数が回復途上ではあるが、いずれのセンターも、令和4年度と比較して利用が大幅に増加している。	これまで培ってきた各関係機関や地域と連携した講座開催などの取組みや関係性を継続する。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な制限がある状況下において、子育て家庭同士、交流の機会を求めていることが改めて把握できた。交流の機会を確保するとともに、子育て家庭が来所した際に育児の不安や悩みを打ち明けやすい受容的な場の提供がこれまで以上に重要となっている。コロナ禍にあって、断絶してしまった関係性を再生することが重要である。さらに、様々な背景をもつ子育て家庭が利用することから、必要とする育児や子育てに関する情報も多種多様となっており、その情報の収集や効果的な提供方法について工夫を凝らす必要がある。そのため、指定管理者制度に移行したことで、民間のノウハウを活かしつつ、より柔軟に子育て家庭のニーズに即した事業が展開できるようにしていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－10(再掲)
5	子育て世代包括支援センター(再掲)★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。さらに、児童福祉と母子保健を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として、位置付けることにより、相談支援機能の強化を図っていく。	子ども若者支援課	B	来所及び電話相談は前年に比べ減少傾向。相談内容が複合的に複雑化してきているので、総合的に支援できるよう、継続して相談対応の強化を図っていく。 母子健康手帳交付時の妊婦との面談 954人、来所相談 延141人、電話相談 延315人	専門相談として栄養士の相談日を開設していき、母子の健康や育児に関する相談支援等を強化していく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－1(再掲)
6	母子訪問指導事業(再掲)★	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	子ども若者支援課	B	延2,480人(妊婦67人、産婦874人、乳児890人、幼児217人、その他432人)の妊婦や乳幼児に対し、保健師や助産師が家庭訪問を実施し、育児支援を行った。	妊産婦や乳幼児を持つ保護者等に家庭訪問を通じて、妊娠や育児に関する情報を伝えることを継続する。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－4(再掲)
7	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	子ども若者支援課	B	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子どもの養育環境を把握するとともに、支援が必要な家庭に対して支援を行った。出生した乳児1,059人のうち989件を訪問(訪問率93.4%)した。	今後も引き続き速やかな訪問日調整等に努め、訪問率の維持向上を図るとともに、ニーズに応じた支援を行っていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－8(再掲)
8	情報発信支援事業	子どもに関連する地域の活動情報を集約し、地域に発信する取組を支援する。	青少年課	B	情報発信支援事業補助金を5団体へ交付した。今後、紙媒体から電子媒体への移行など支援の体制を検討していく必要がある。	自治会や民生委員・児童委員、或いは子どもに関係する団体や地域コミュニティの形成に取り組む団体などと連携を図りながら、実施地区の拡大に努めていく。	

(5)子どもの健全育成

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	総合型地域スポーツクラブの推進	スポーツ活動を気軽に、継続的に行うことができるよう「総合型地域スポーツクラブ」を支援していく。	スポーツ課	B	総合型地域スポーツクラブの魅力等を発信するため、城下町スポーツクラブと連携して、同クラブの無料体験会を実施した。	「多種目」・「多世代」・「多志向」という特徴をもつ総合型地域スポーツクラブの活動は、子どものスポーツ参加を促進するものであり、引き続き同クラブの周知及び地域への浸透を図る。	
2	公園再整備事業	総合公園や街区公園について計画的に老朽化施設の更新及び公園の改築を行うとともに、十分に利用されていない街区公園について、順次再整備を行う。	みどり公園課	B	公園施設の長寿命化計画により、市内8箇所の街区公園で3基の遊具を更新した。 街区公園再整備事業では策定した再整備計画により南鴨宮駅前公園を再整備した。 2公園目となる山根公園再整備計画を策定した。	平成30年度に改訂した小田原市公園施設長寿命化計画に基づき、引続き計画的な施設の更新等を行う。 令和6年度は、2公園目となる山根公園再整備工事を実施し、1公園目の南鴨宮駅前公園と併せて、整備後の効果検証を行っていきます。	
3	まちなかの公園整備事業	みどりの広場や無償借地等の活用により、身近な公園整備を進める。	みどり公園課	D	令和5年度、宗沢公園の代替公園として西大友なかよし公園整備。	令和2年度に改訂した「小田原市緑の基本計画」に基づき、引続き公園の未充足地域への公園整備を検討する。 令和6年度飯泉地内に用地確保し整備計画策定を策定し、令和7年度整備予定。	
4	児童遊園地管理補助事業	自治会など地域で管理する児童遊園地の新設、遊具の補修・増設、運営費等の助成を行う。	子育て政策課	B	・市内50箇所の児童遊園地に対し、運営費45件、施設賠償責任保険料50件、補修費8件について補助金を交付した。 ・遊具が老朽化している児童遊園地が多いが、修繕にかかる費用が高額なため、管理運営している自治会等の負担が大きく、修繕を躊躇したり、遊具を撤去する場所もある。子どもが安全に利用できる児童遊園地を維持するため、補助金の増額など対応が必要である。	・児童遊園地の利用者が安全に利用できるよう、管理運営している自治会等に対し、引続き補助金を交付するとともに、協力し合いながら、健全な管理の徹底に努めていく。 ・補修費補助金について、これまでの課題を踏まえ、令和5年4月より増額した。管理者に対し補助金を活用するよう周知をしていく。	
5	森のおくりもの事業	地域産木材で製作されたおもちゃを乳幼児に配布することで、感性豊かな乳幼児期から子どもが木に触れながら育つ環境を提供する。	農政課	B	4か月健診を受診した利用者全て(1,050人)に配布した。	引き続き、4か月健診を受診した利用者全てに地域産木材の玩具を配布することで地域産木材の利用拡大及び木育の推進を図る。	

【資料1】

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基づき実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
6	非日常型体験学習事業	家庭や学校で得られない生活体験・自然体験を通して、自主性・自立心・協調性・創造性などの豊かな人間性を育むとともに、目まぐるしく変化する現代社会を生き抜く力や時代に共感する力を育成する機会として、非日常型体験学習事業を実施する。	青少年課	B	令和5年7月15日(土) 小田原市いこいの森 林間運動広場 参加者66名、サポーター24名 アイスブレイク、火起こし体験等 令和5年7月29日(土)～7月31日(月) 長野県飯田市 いろりの里大平宿 参加者67名、サポーター26名 2泊3日の宿泊体験学習 令和5年8月5日(土) 小田原市役所大会議室 参加者55名、サポーター20名 振り返りの作成及び成果発表	より多くの対象者が参加するよう周知に努めるとともに、引き続き同等の事業を実施していく。	

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
7	指導者養成研修・派遣事業	青少年指導者を養成し、様々な体験事業に派遣することで、内容の充実を図る。	青少年課	B	青少年指導者として必要となる資質の向上を図るため、実践的な研修「指導者養成講座」を実施した。 また、研修で培った知識や技術を実践する場として、市内小学校22校の野外体験学習に指導者を派遣した。	青少年指導者として必要となる資質の向上を図るため、実践的な研修「指導者養成講座」を実施する。 また、研修で培った知識や技術を実践する場となる宿泊体験学習への派遣を増やしていく。	
8	子ども会支援事業	子ども会活動に対して補助を行うことで、子ども会活動を促進し、子どもの健全な心身の成長を図る。	青少年課	B	市子ども会連絡協議会への活動費補助及び単位子ども会への活動費補助を行い、子ども会活動の活性化の支援を行った。	引き続き、市子ども会連絡協議会及び単位子ども会への活動費補助を行い、子ども会活動の活性化の支援に努めていく。	
9	地区健全育成組織支援事業	地区健全育成組織が行う地域活動を活性化させるために、地域の実態に即した活動を支援する。	青少年課	B	各地区健全育成組織への活動費の補助を行った。	引き続き、各地区健全育成組織への活動費の補助を行う。	
10	青少年育成推進員支援・活用事業	青少年育成推進員協議会が、青少年の非行防止及び健全育成のために行う活動を支援する。	青少年課	B	市青少年育成推進員協議会への活動費の補助を行った。	引き続き、市青少年育成推進員協議会への活動費の補助を行う。	
11	子どもの居場所づくり事業(再掲)	学校や家庭以外の安心できる居場所が確保されていることは、青少年健全育成上、極めて重要であることから、公民館等を活用した子ども食堂等の子どもの居場所づくり(形式:子ども食堂型、居場所型)を支援している。	青少年課	B	・子ども食堂型2か所、居場所型4か所へ子どもの居場所づくり事業補助金を交付した。 ・食材の価格高騰等を鑑み、令和6年度より子ども食堂への補助金を10千円/月から20千円/月に引き上げるよう要綱の改正を行った。	自治会や民生委員・児童委員、或いは子どもに関係する団体や地域コミュニティの形成に取り組む団体などと連携を図りながら、実施地区の拡大に努めていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－23(再掲)
12	冒険遊び場事業(再掲)	子どもたちに公園を中心とした禁止事項を極力少なくした遊び場を提供することで、子どもたちの自立性、創造性及び協調性を育む。	青少年課	D	ブレイリーダーの人材発掘のため、指導者養成講座にて冒険遊び場プログラムを実施した。	冒険遊び場プログラムを指導者養成講座にて実施し、人材の発掘に努める。今後も子どもの居場所と捉え、実施していく。	
13	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(再掲)★	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	教育総務課	B	利用児童が増加傾向にある早川小学校と、久野小学校の支援級在籍児童の増加に備えた学校側の意向にともない、旧パソコン室を児童クラブ室に整備した。 また、放課後児童クラブの委託事業者や支援員等に協力を依頼し、放課後子ども教室と一体的な運用を行った。 入所児童数 1802人 全41クラブ(令和5年度4月1日時点)	保護者等の就労や疾病等で、放課後に適切な保護を受けられない子どもに放課後の居場所を提供し、待機児童が発生しないよう努める。 また、令和5年度の10月から新たに委託締結した市内事業者2者が運営する2クラブ(前羽小・下曽我小)をはじめ、全放課後児童クラブの安心・安全な運営を目指す。	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－11(再掲)
14	放課後子ども教室推進事業(再掲)	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課	B	片浦小学校は4月から、ほかの24校については6月から開所した。 開所日数(延べ日数) 1055	放課後児童クラブとの連携を図り、引き続き、安全・安心な子どもの居場所を提供していくとともに、効果的な運用や連携について研究していく。	【重点施策1】教育の支援 10(再掲) 【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－ 9(再掲)
15	子ども読書活動推進事業	読書活動が、子どもの能力を伸ばし、健やかな成長に大きく関わることについての理解を広げ、子どもや子育て世代に向けた内容を充実させるため講演会等を実施する。	図書館	C	読書活動の重要性を伝えるとともに考える機会として、例年読書活動推進講演会を開催してきたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため講演会は中止した。 図書館利用や体験学習、児童行事について、行動制限時の利用方法や開催方法を工夫していく必要がある。	令和5年3月の第3次子ども読書活動推進計画の策定に向けて、素案を図書館協議会で協議するとともに、パブリックコメントを実施する。	

(6) 幼児期の教育・保育にかかる経済的支援

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	児童手当支給事業	中学校卒業までの児童を養育している者に対し手当を支給する。	子育て政策課	B	延べ210,688人(児童1人につき1ヶ月5,000円、10,000円または15,000円)に対し、2,262,770千円を支給した。	法定受託事務として適正に支給していく。	【重点施策4】経済的支援－ 3
2	幼児教育・保育の無償化	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育所、幼稚園等の利用に係る費用を負担する。	保育課	B	国の制度に基づき、保育所等を利用する3才から5才の児童の利用料金については、その費用を負担した。 令和5年度の対象人数は、2,041人(令和5年4月1日現在)。	保育料の無償化については、今後も継続することになるが、対象などについては、国の動向や県内他市の動向を注視していく。保護者の負担軽減については、令和5年度は、今まで、保護者が持ち帰り各家庭で処分していた使用済み紙おむつの収集運搬・処理を公立保育所で始めた。保護者にも好評であり、民間保育所等にも広げる予定である。無償化のように直接的な費用の軽減だけでなく、保護者の負担軽減につながる取組を行っていく。	

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
3	実費徴収に係る補足給付事業★	低所得者世帯の児童に対し、保育所等の日用品費や教材費、また、幼稚園の副食費の支援を行う。	保育課	B	令和5年度は、保育所等の副食費の支援について、物価高騰により値上げを決めた民間保育所等に対して、値上げ分の支援を市が行い、保護者の負担を増やさないようにした。	保護者の負担が増えないように、今後も、値上げ分の支援を継続する。支援額については、国の公定価格の副食費の価格変動も考慮し検討する。	

＜基本施策2 子どもの母親や健康増進＞

(1)妊産婦・乳幼児に切れ目のない保健対策の充実

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	子育て世代包括支援センター(再掲)★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。さらに、児童福祉と母子保健を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として、位置付けることにより、相談支援機能の強化を図っていく。	子ども若者支援課	B	来所及び電話相談は前年に比べ減少傾向。相談内容が複合的に複雑化してきているので、総合的に支援できるよう、継続して相談対応の強化を図っていく。 母子健康手帳交付時の妊婦との面談 954人、来所相談 延141人、電話相談 延315人	専門相談として栄養士の相談日を開設していき、母子の健康や育児に関する相談支援等を強化していく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 1(再掲)
2	妊婦・産婦健康診査事業★	妊娠中に14回、産後に2回まで妊産婦健康診査費用の一部を助成する。	子ども若者支援課	B	妊娠期間中に1人14回分、産後2回分の妊婦産婦健康診査費用補助券、を交付した。令和5年度は、補助券を1,017件交付し、委託医療機関において妊婦健診10,777件、産婦健診1,433件の個別健診での利用があった。	妊娠中に14回まで妊婦健康診査費用、産後2回まで産婦健康診査費用の一部を公費負担する。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 5
3	妊婦歯科健康診査事業	妊娠中に1回妊婦歯科健康診査を指定歯科医院で実施する。	子ども若者支援課	B	妊婦623人が、市内の指定歯科医院で妊娠中に1回歯科健診を受診した。	妊娠中に1回妊婦歯科健康診査を指定歯科医院にて受診できるようにする。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 6
4	母子健康教育事業	妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活が送れ、安全な出産が迎えられるようにママパパ学級を行う。4か月児健康診査時に、離乳食に関する情報を提供する子育て応援講座や、乳幼児健診後の育児不安の軽減を図るための親子教室を実施する。	子ども若者支援課	B	妊婦とそのパートナーを対象に、ママパパ学級を2コース計30回実施し、延べ623人が参加した。また、健診のフォロー教室を年間46回開催した。育児グループは、各地区からの依頼に対して46回参加した。	妊婦とその家族を対象に、妊娠中の生活や安心して出産を迎えられるようにママパパ学級を行う。幼児に対しては育児不安の軽減を図るため必要な方に親子教室を開催する。今後は、保健センター内だけでなく、支援センター等、他部署と連携しながらの教育も考えていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 7
5	乳幼児健康診査事業	保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査を実施する。	子ども若者支援課	B	4か月児、1歳6か月児、2歳児(歯科のみ)、3歳6か月児に対して保健センターにて集団健診を実施した。また経過観察の必要な方に対しては、事後検診を同様に実施した。8～9か月児については、市内の医療機関にて個別健診を実施している。	母子保健法に基づき、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査を保健センターにて集団健診または市内医療機関にて個別健診を実施する。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 9
6	育児相談事業	子育て支援センターでの育児相談や、各地区の子育てひろばからの依頼を受けて出張相談を行う。また、おだわら子ども若者教育支援センターは一もにいで、電話や来所による相談を随時実施する。	子ども若者支援課	B	子育て世代包括支援センター等の届出及び相談件数の総数は1,661件、うち電話相談は315件であった。新たに対象児を限定した「3か月のあかちゃんあつまれ！」を開始したが、そこでの相談件数は119件であった。	育児相談機能を子育て支援包括センターに集約したことで、相談窓口が一本になった。今後は相談支援の充実を図るため、子育て支援センターとも連携を強化していく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－12
7	母子訪問指導事業(再掲)★	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	子ども若者支援課	B	延2,480人(妊婦67人、産婦874人、乳児890人、幼児217人、その他432人)の妊婦や乳幼児に対し、保健師や助産師が家庭訪問を実施し、育児支援を行った。	妊産婦や乳幼児を持つ保護者等に家庭訪問を通じて、妊娠や育児に関する情報を伝えることを継続する。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 4(再掲)
8	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	子ども若者支援課	B	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子どもの養育環境を把握するとともに、支援が必要な家庭に対して支援を行った。出生した乳児1,059人のうち989件を訪問(訪問率93.4%)した。	今後も引き続き速やかな訪問日調整等に努め、訪問率の維持向上を図るとともに、ニーズに応じた支援を行っていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 8(再掲)
9	産後ケア事業	生後1年未満の乳児と母に対し、助産院等で心身のケアや授乳指導、育児支援を行い、安心して子育てができるよう支援する。	子ども若者支援課	B	生後1年未満の乳児がいる産婦に対し、デイサービス(通所)型(3時間または6時間)のサービスを提供し、心身のケアや保健指導、育児相談などのサービスを受けることで、自身の健康の保持、健やかな育児ができるようにするものである利用上限は2回で、利用者は95人で、延べ利用回数は140回であった。	利用者のニーズに合わせ、令和6年度はサービスの種類をアウトリーチ(訪問)型とショートステイ(宿泊)型を追加し、利用上限も7回に増加している。今後もニーズに応じた支援を検討していく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 8(再掲)

(2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	保健推進事業	年齢に応じた性教育の実施や生活習慣等について、児童生徒や保護者に対して保健指導を進める。	保健給食課	B	市内公立中学校(11校)で産婦人科医や助産師による性教育講演会を開催した。	市内公立中学校(全11校)で産婦人科医や助産師による性教育講演会を開催する。 学校医、産婦人科医などの委員により構成された性教育検討委員会を実施し、次年度のテーマや講師を決めていく。	
2	教育相談等充実事業 ※R4年度より「登校支援事業」「教育相談事業」を統合。	支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による相談対応のほか、不登校の児童生徒の状況の改善を図るため、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。	教育指導課	B	子ども若者教育支援センターにおける教育相談、教育相談指導学級の設置、校内支援室指導員や不登校生徒訪問相談員等の配置による支援を行った。教育相談件数は3,844件で前年度から約80件増加し、課題を抱える児童生徒が増加している状況を反映する結果となっている。	教育相談件数は増加傾向にあることから、対応する相談員の充実を図る必要がある。	【重点施策1】教育の支援－ 1 【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－15

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
3	子ども若者相談支援事業 ※R4年度より「青少年相談事業」「児童相談事業」を統合。	妊産婦から児童に関わる相談、及びひきこもりや若年無業者(ニート)など社会生活を円滑に営むことが難しい若者(30歳代まで)や、その保護者等からの相談に応じる。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関とともに要保護児童等に対して適切な支援を実施する。また、ヤングケアラーについての相談支援等も本事業内で実施する。	子ども若者支援課	B	(子ども相談) 子ども家庭総合支援拠点(小規模C型)として、虐待や保護者の養育困難による養護相談、発達障がい等の障がい相談、非行相談、育児や塾などの育成相談など552件の新規相談に対応した。おだわら子ども若者教育支援センターは一もにいで教育相談や若者相談との連携を密に行っている。 (若者相談) ひきこもり、就労関係、発達障害、小中学生及び高校生の学校生活に係る相談など件45の新規相談に応じた。おだわら子ども若者教育支援センターは一もにいで教育相談や子ども相談との連携を密に行っている。	令和4年度より子ども若者相談支援事業とし、妊娠期から青壮年期までの切れ目のない相談支援体制の構築を図っている。児童虐待相談件数等の増加や複雑化した相談に対する支援が行えるよう、今後も職員の専門性の向上及び専門職の増員を図っていく	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 3 【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－16

(3)食育の推進

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	食育実践活動事業	地域において食生活実践活動を行っている小田原市食育サポートメイトに食生活実践活動事業として委託し、食に関する知識の普及を図り、保健事業を効果的に実施する。	健康づくり課	B	園児とその保護者を対象に、望ましい食習慣を伝えるために、14施設の園で大型絵本や食べ物クイズ、エプロンシアターなどの食育を行うほか、親と子を対象として料理教室を実施し23名が参加した。	地域において食生活実践活動を行っている小田原市食育サポートメイトおだわら六彩会に食生活実践活動事業を委託し、園児・児童・生徒とその保護者を対象に正しい食生活・食習慣に関する知識の普及を図る。	
2	食育啓発事業	望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、児童生徒への食に関する指導の充実を図る。また、子どもと保護者を対象にした食育イベント等を開催する等啓発に努める。	保健給食課	B	子どもが一人でも作ることができる「簡単朝食レシピ集」を学校栄養職員が作成し、市のホームページ等に掲載した。また、学校給食展においてレシピ集を配布した。	夏休み期間中等に自分で朝ごはん等を作ることができるよう、引き続き小中学生を対象に簡単に料理ができるレシピを作成し、また動画等を活用することで、成長期の子どもたちに望ましい食習慣を身につけることの大切さを啓発していく。	
3	魚ブランド化促進事業	地魚を使った学校給食メニューを提供するとともに、子育て世代等を対象に旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進める。	水産海浜課	B	市内学校給食提供校(37校)を対象に、旬の時期に合わせ、アジ、ブリ、カマスを使用した学校給食メニューを提供した。また、市内小学校(25校)を対象に、サバフグを使った唐揚げを特別給食として提供した(「美食のまち小田原推進事業の予算」を活用)。さらに、市内7箇所の子ども食堂ヘインダイを提供した。	「市内産活用倍増作戦」を計画する保健給食課と連携し、各季節に使用する魚種の選定に協力する。また、一昨年度好評だったイシダイを使った鯛めし給食、サバフグ唐揚げの特別給食のように、卒業シーズンに地魚を使った特別メニューを提供できるよう計画する。	
4	小田原みなとまつり開催事業	子どもたちにみなとまつりで定置網漁業の見学をしてもらうことで、港や海、人とふれあうとともに漁業や水産業に関する知識を深めてもらう。	水産海浜課	B	令和5年8月4日(日)に「第30回小田原みなとまつり」を実施。来場者数40,000人であり、多くの子どもが参加し、定置網見学の乗船や、さわる水族館に参加した。また、令和5年9月15日(金)に小田原藻場再生組織の活動の一環として、山王小学校3年生を対象とした出前講座を実施した。	今後も年に一度開催される「小田原みなとまつり」では、子どもたちが漁業や水産業に関する知識をより深めてもらえるよう、関係者間で企画検討する。さらに、小田原藻場再生活動組織と連携し、小学生を対象とした藻場の再生活動の取組を出前講座等で紹介することを計画する。	

(4)小児医療の充実

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	休日・夜間急患診療所補助事業	小田原市休日・夜間急患診療所にて休日及び夜間における小児科診療を実施する。	健康づくり課	B	小田原市休日・夜間急患診療所にて休日及び夜間における小児科診療を実施した。	小田原市休日・夜間急患診療所にて休日及び夜間における小児科診療を実施する。	
2	小児深夜救急医療事業	毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施する。	健康づくり課 市立病院	B	毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施した。	毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施する。	
3	育成医療給付事業	障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要な児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。	障がい福祉課	B	認定を受けた児童の保護者に対し、障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要な児童の、手術、継続的治療に要する医療費の一部を給付した。	継続	【重点施策4】経済的支援－ 9
4	未熟児養育医療費助成事業	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を助成する。	子育て政策課	B	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児23人に対し、その養育に必要な医療費3,704,035円を助成した。	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を助成する。	【重点施策4】経済的支援－ 6

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
5	小児医療費助成事業 (R6年10月から「子ども医療助成事業」へ名称変更)	子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。 また、これまで設定していた保護者の所得制限を令和5年10月診療分から廃止する。	子育て政策課	B	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和5年10月から所得制限を廃止した(従来は、小学生以上は所得制限あり)。	子育て世帯の経済的負担をさらに軽減するため、令和6年10月から対象を満18歳年度末の子どもまで拡大する。	【重点施策4】経済的支援－ 8

＜基本施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備＞

(1)次代の親の育成・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	保育体験学習事業	保育園、幼稚園において中学生が乳幼児とふれあう保育体験学習を実施する。	保育課	B	新型コロナウイルス感染症の感染状況により、縮小していた受入れをコロナ前の状況に戻すよう取り組んだ。	本事業は将来親になるための準備教育的な側面だけでなく、将来の保育士確保に繋がる側面もあることから、その重要性を鑑み、事業継続を基本と考え、感染症の感染状況等実施園の受け入れ状況と事業手法や事業そのもののあり方を検討し対応していけるようにする	
2	外国語教育推進事業	子どもの外国語に対する興味・関心を高められるよう、外国語指導助手を公立幼稚園や小中学校に配置する。	教育指導課	B	ALT8人を配置し、子どもの外国語に対する興味・関心を高め、国際的視野を持つ子どもの育成を目指した。また、教科化された5・6年生の外国語科の授業で教科の専門性を生かした授業を実施するため、英語専科非常勤講師を派遣した。	引き続き、ALTや英語専科非常勤講師の配置を継続・充実させ、国際理解教育と外国語教育を推進する。	
3	支援教育推進事業 ※R4年度より「日本語指導協力者派遣事業」「支援教育事業」を統合。	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	教育指導課	B	支援を必要とする児童生徒への個別支援員を増員配置したほか、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行った。	特別支援学級在籍児童生徒が増加していることに加え、通常の学級においても支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、引き続き、支援に係る人員の充実を図る必要がある。	【重点施策1】教育の支援－ 3
4	読書活動推進事業	小中学校に学校司書を配置し、学校図書館の充実を図る。	教育指導課	B	全小・中学校に学校司書を配置し、学校図書館の充実を図った。	今後も全小・中学校に学校司書を配置し、学校図書館の充実を図る。	
5	学力向上支援事業	きめ細やかな学習環境の整備と児童生徒の学力及び学習の状況を調査・分析することにより、個々の児童生徒の学力の向上を図る。	教育指導課	B	きめ細かな指導体制を確立し、個に応じた指導の充実を図ること、さらに小学校4年生において35人学級を実現するために、少人数指導スタッフ15人を小学校11校に派遣した。また、生徒に必要な学力を定着させるために、学校の状況に応じて教科の専門性を持つ中学校教科非常勤講師9人を中学校7校に派遣した。 2中学校区6校をモデル校として指定し、ステップアップ調査を実施した。実施にあたっては、教育指導課が継続的に関わり、授業改善つながる校内研究や新学習指導要領の求める資質・能力を身に付ける学びの在り方についての研究を進めた。6校では、学力向上につながる授業改善を行った。	引き続き、小学校の35人学級の実現や個に応じた指導の充実のための環境整備に注力する。またステップアップ調査の全校展開に向け、調査結果の分析方法を確立し、学校現場での効果的な活用につなげていく。	【重点施策1】教育の支援－ 2
6	人権教育推進事業	児童生徒が人間の生命の尊さについての理解を深め、学校・家庭・地域のそれぞれの場において、人権尊重の意識をもって行動できる人格の形成を図る。	教育指導課	B	児童生徒の人権尊重の意識の高揚を図るため、人権教育移動教室を開催した。	児童生徒の人権尊重の意識の高揚を図るため、人権教育移動教室を開催する。	
7	郷土学習推進事業	児童生徒の郷土の自然、産業、地理、歴史や、郷土の偉人の業績に対する興味・関心、探究心を高めることにより、郷土を愛する心を育む。	教育指導課	B	小中学生向け副読本のデータを教育研究所ホームページのほか、おだわらデジタルミュージアムに掲載し、児童生徒が学習用端末から閲覧できるようになった。また感染症の影響により中止していた自然観察会は7回計画をし(内3回は天候等で中止)、4回開催することができた。	副読本の改訂時に紙媒体からデジタルへの移行について、学校等での活用状況も勘案し対応していく。また自然観察会は、より効果的な事業の在り方について検討していく。	
8	学校等アウトリーチ事業	次世代を担う子どもたちの豊かな情操を育て、創造力や感性を刺激するため、市内公立小中学校等を対象にアウトリーチ事業を開催し、本物の芸術に触れる機会を設け、文化の裾野を拡げていく。	文化政策課	B	小中学校で音楽(器楽、打楽器、声楽)、ダンス、伝統芸能のアウトリーチを21か所延べ29回実施した。	引き続き、より多くの児童・生徒に鑑賞の機会を与えるため、事業の内容を広く学校に周知し、利用していただくよう案内する。アーティスト希望や実施回数等は、学校の要望に対応しつつ、体験プログラムを取り入れていく。	【重点施策1】教育の支援－11
9	健康診断事業	学校保健安全法に基づき、心臓疾患検診、腎臓疾患検診など児童生徒等の定期健康診断を実施する。	保健給食課	B	心疾患(小学校1年・4年生、中学校1年生)、腎疾患(全児童等、生徒)、脊柱側湾症等検診(全児童、生徒)を実施した。 実施人数:心疾患検診～小学校 2,775人 中学校 1,439人 腎疾患検診～小学校 8,393人 中学校 4,192人 脊柱側湾症検診～小学校 8,476人 中学校 4,316人	引き続き、学校生活に影響のある心疾患、腎疾患、脊柱側湾症等検診を実施する。	
10	城下町おだわらソーデーマーチ開催事業	西さがみの魅力を発信する同ウォーキング大会への小・中学生及び未就学児の参加を促すことで、子どものウォーキングを促進する。	スポーツ課	B	令和5年度は4年ぶりに2日間の通常開催に戻すとともに、「観光ガイドウォーク」や「ユニバーサルウォーク」などの特別企画を設けて実施した。	スポーツ実施を促すため、気軽にできる身近なスポーツであるウォーキングの啓発を引き続き行う。	
11	学校施設整備事業	学校施設の長寿命化・機能向上に向けた考え方の検討	教育総務課	B	令和5年12月に「新しい学校づくり推進基本方針」を策定し、引き続き、「新しい学校づくり推進基本計画」、「新しい学校づくり施設整備指針」の策定を進めた。	「新しい学校づくり推進基本計画」と「新しい学校づくり施設整備指針」を策定した後、「小田原市学校施設中長期整備計画」の見直しを行い、個別の改築・長寿命化改修に着手する。	

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
12	教育環境質の向上事業	トイレの改修、特別教室の空調設備等の整備を行い、教育環境の質的向上を目指す。	教育総務課	B	教室の床、トイレ等の改修工事のほか、小学校の特別教室への空調設備の設置等を実施したほか、全小中学校の普通教室等の照明LED化を行った。 ＜トイレ改修・設置＞ 小学校：3校 ＜特別教室空調整備・改修＞ 小学校：6校 ＜床改修＞ 中学校：2校 ＜出入口建具改修＞ 中学校：1校	引き続き、「小田原市学校施設中長期整備計画」等に基づき、トイレ、床等の改修や特別教室への空調設備の設置を進めるほか、管理諸室の空調更新について検討を進める。 また、「新しい学校づくり推進事業」の進捗に合わせて「小田原市学校施設中長期整備計画」の見直しを行い、教育環境の質的向上を目指す。	
13	教育ネットワークシステム整備事業	教育ネットワークシステムの円滑な運用を図るとともに、授業へのさらなる活用や、学校ホームページ等を用いた情報発信のさらなる充実を促進する。	教育指導課	B	校務の効率化による教職員の更なる負担軽減のため、令和5年10月に校務支援システムを更新した。システム更新に合わせて、情報セキュリティ向上と事務の効率化を図るため、情報セキュリティポリシーを更新した。	更新した校務支援システムを円滑に運用することにより校務の効率化と教職員の負担軽減を進める。	
14	学校施設安全対策事業	非構造部材の耐震化、外壁の改修等、学校施設の安全に係る整備を行う。	教育総務課	B	屋内運動場の非構造部材(照明)落下防止のための照明器具のLED化、校舎等の外壁の改修や全面打診調査及び部分補修により、当面の安全確保を図った。 ＜外壁改修＞ 中学校1校 ＜外壁打診調査及び部分補修＞ 小学校2校、中学校3校 ＜非構造部材改修＞ 小学校：4校、中学校：2校	引き続き、屋内運動場の非構造部材(照明)落下防止のための照明器具のLED化、校舎等の外壁の改修や外壁の全面打診調査及び部分補修により、当面の安全確保を図る。	
15	学校安全対策事業	事故防止のために安全教育を徹底し、事故に際しては災害賠償補償制度の利用など円滑な学校運営を行なう。	道水路整備課 (保健給食課)	B	事故防止のために安全教育を徹底し、事故に際しては災害賠償補償制度の利用など円滑な学校運営を行った。	令和6年度も引き続き、交通事故防止対策として道路反射鏡、区画線及び防護柵等の設置を実施する。	
16	地域とともにある学校づくり推進事業	学校・家庭・地域が一体的・主体的に協働し、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支える体制を整備し、地域に根差した特色ある学校づくりを推進する。	教育指導課	B	市内小・中学校、幼稚園に対して、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく学校づくりをめざすとともに、特色のある学校づくりを推進するために研究委託した。各学校での取組をより一層充実させていきたい。	各園、学校のグランドデザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域の方々の願いを生かした特色ある学校づくりを充実させていく。	
17	学校木の空間づくり事業	地域産木材の継続的利用、教育・学習環境の向上や地域との連携強化など様々な観点から市内小学校の内装木質化を行う。	農政課	B	前羽小学校の内装木質化を実施し、明るく木のぬくもりを感じる空間を創出。児童の居場所や、児童や地域コミュニティが多目的に広々と利用することができる教室を整備するなど、前羽小学校ならではの魅力的な木の空間を作った。	令和6年度は町田小学校の内装木質化を実施する予定。	

(2)家庭や地域の教育力の向上・子どもを取り巻く有害環境対策の推進

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	地域とともにある学校づくり推進事業 ※R4年度より「学生ボランティアの活用」を統合。	学校・家庭・地域が一体的・主体的に協働し、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支える体制を整備し、地域に根差した特色ある学校づくりを推進する。	教育指導課	B	全小学校に設置済の学校運営協議会を新たに中学校3校で設置したことに加え、各幼稚園・小中学校で学校支援地域本部の設置、スクール・ボランティア・コーディネーターの配置を行い、地域の協力の下、特色ある学校づくりを推進した。また、放課後児童クラブではプログラムの充実に取り組むとともに、放課後子ども教室を全小学校で開催した。	学校運営協議会の全中学校での設置を目指し、地域に根差した教育活動を展開していくとともに、学校支援地域本部や放課後子ども教室等との連携スキームについて検討していく。	
2	家庭教育学級事業	PTAで実施される学習会や、入園、入学前説明会の際の家庭教育に関する講座等を行う。	生涯学習課	C	小・中学校、幼稚園、保育園のPTAで実施される研修会・学習会で、家庭教育に関する講座等を開設するとともに、小・中学校保護者を中心に、市民に広く公開する家庭教育講演会を実施した。ただし、家庭教育学級については、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行したものの、その感染拡大防止の影響は残存しており、コロナ以前の水準にまでは回復できなかった。幼稚園8園、小学校7校、中学校5校の20学級が実施した。	小・中学校、幼稚園、保育園のPTAで実施される研修会・学習会で、家庭教育に関する講座等を開設するとともに、小・中学校保護者を中心に、市民に広く公開する家庭教育講演会を実施する。	
3	尊徳学習推進事業	尊徳生誕地としての地域的特性を生かし、尊徳の生きた時代の生活・仕事の追体験等、子どもが尊徳の教えに親しむための機会を提供する。	生涯学習課	B	「金次郎とわたし」作文相談会及び尊徳祭での作文発表、「子ども映画会と金次郎のおはなし」、「お正月のお飾りづくり教室」を開催した。ボランティア解説員の配置、出張講座等を行った。	引き続き「金次郎とわたし」作文相談会及び尊徳祭での作文発表、「子ども映画会と金次郎のおはなし」、「お正月のお飾りづくり教室」を開催する。ボランティア解説員の配置、図録の発行、缶バッジの販売、出張講座を実施する。	

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
5	環境活動推進事業	市民の環境意識の向上を図るため、将来を担う子どもたちに対する環境学習を行うとともに、市民による環境活動の促進を図る。	環境政策課	B	令和5年度は、市内小学校の夏休み期間を活用し、様々な環境分野について、実際にの環境活動を実践している団体の方を講師とし、自由研究のテーマ選びにもなる環境教室(テーマ別11回)を開催した。また、小中学生を対象とした1日で学べるイベント「夏休み環境フェス@HaRuNe小田原」を初開催した。また秋には里山を活用した自然観察会(1回)を実施した。 講座あたりの参加者数を更に増やし、環境学習に触れる市民の機会の場を増やす。 年間通した開催機会を安定化させるために、新たな講師となりうる、市民主体の人材との連携を拡げ、講師候補者を増やすことが課題。 ＜主な実績＞ ・夏休み子ども環境教室(11回)参加者数:153人 ・夏休み環境フェス@HaRuNe小田原延べ200人 ・自然観察会(1回秋)参加者数:15人	夏休み子ども環境教室については、過去実績を分析し、ラインナップの検討と精査を行い、多くの市民に興味を持ってもらえる、参加機会を創出する。 また、単発的なイベントについては、親和性のある他の事業との合同開催なども検討し、実施効果の高い、環境学習運営を引き続き推進していく。	
6	わたしの木づかいパイロット事業	市内の小学校で森林学習(座学)や間伐体験、木工場見学、地域産木材を使ったモノづくりを行う。	農政課	B	令和5年度は15校(児童数:888人)で木づかい事業を実施。実施校数の増加に伴い、事業担当者の負担増が喫緊の課題となっている。この問題を解決するため、「森のせんせい養成・派遣事業」を展開し、職員と同様に普及啓発活動が行える人材を養成し、各小学校に派遣している。	今後も、小田原の豊かな森林を次世代へと継承していくため、未来を担う小学校児童を対象とした木づかい事業(森林環境教育)を継続していく。	
7	森のせんせい養成・派遣事業	森林・林業・木材産業に関する知識を備え、市民に対して普及啓発を図ることができる人材を養成する。 養成後は、市内小学校への森林環境学習など様々な活動に派遣する。	農政課	B	派遣事業においては、これまで養成した森のせんせいを「わたしの木づかい事業」の補助や各種木育イベントに延べ98名派遣した。	引き続き、養成後の森のせんせいの派遣を実施していく。	

＜基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備＞

(1)良質な住宅の確保、良好な居住環境の確保

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	立地適正化計画推進事業	生活の利便性を確保するため、拠点駅周辺への生活サービス施設等の都市機能や居住の誘導を図る。	都市政策課	B	令和5年3月の計画改定に伴い見直しを行った各種誘導施策を推進した。今後、都市再生特別措置法第84条の規定に基づき、施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行う必要がある。	各種誘導施策について、引き続き推進を図り、健康で快適な生活環境を確保し、持続的な都市経営を推進する。	
2	市営住宅考査時の配慮	考査入居の住宅困窮度を点数化するにあたり、子育て世帯に加点し、入居しやすくなるよう配慮する。	建築課	B	未成年の子がいる子育て世帯に対して、入居考査において加点した(2世帯)。	入居考査において、子育て世帯への加点を継続し、入居しやすくなるよう今後も配慮をしていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援 ー22

(2)安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備・安全・安心まちづくりの推進

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	交通安全施設の充実	道路照明灯、防護柵、道路反射鏡などの交通安全施設の整備や維持修繕を行う。	道水路整備課 (保健給食課)	B	交通事故防止対策として道路反射鏡、区画線及び防護柵等の設置を実施した。	令和6年度も引き続き、交通事故防止対策として道路反射鏡、区画線及び防護柵等の設置を実施する。	
2	市民生活道路の改良事業	狭あいな道路の拡幅整備を行うとともに、円滑な通行の支障となっている交差点の改良などを行う。	道水路整備課	B	令和4年度については、市道0045(柳新田地内)の歩道整備を実施した。	令和5年度も引き続き、市道0045(柳新田地内)の歩道整備を実施する。	
3	地域防犯灯整備事業	夜間における地域住民の通行の安全を確保するため、ESCO事業を導入し、LED防犯灯の整備と管理を行う。	地域安全課	B	夜間における犯罪の防止と地域住民の通行の安全を確保するため、LED防犯灯の整備と維持管理を行った。 防犯灯設置数15,404灯(令和6年3月末現在)	夜間における犯罪の防止と地域住民の通行の安全を確保するため、引き続き、LED防犯灯の整備と維持管理を行う。	

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
4	自転車等放置防止対策事業	道路、公園等に自転車等が放置されることを防止するため、自転車利用者に対して指導啓発を行う。	地域安全課	B	道路、公園等に自転車等が放置されることを防止するため、自転車等利用者に対する啓発及び放置自転車等の移動を行った。	道路、公園等に自転車等が放置されることを防止するため、引き続き、自転車等利用者に対する啓発及び放置自転車等の移動を行う。	

基本施策5 仕事と子育てとの両立の推進

(1)仕事と生活の調和(ワークライフバランス)実現のための働き方の見直し

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	労働教育事業	新しい時代に即応できるよう、勤労者の知識の習得を図るために、労働問題講演会を開催する。	産業政策課	A	10月4日に、小田原箱根商工会議所と共催で、「60分で解説！『今、知っておきたい労務の知識』」と題し、実務に詳しい社会保険労務士から労基関係法の違反の事例や就業規則等の最新情報を伝える講座を開催した。 また、8月31日には、神奈川県と共催で、「職場のパワハラ防止とアンガーマネジメント」として、特定社会保険労務士を講師に労働講座を開催した。 なお、令和4年度に引き続き受講希望者が多数であったが、受講者が集まりにくいもののため、講座内容、受講の周知方法、募集方法を工夫する課題がある。	広報媒体を有効活用するとともに、県、商工会議所など関係機関と協力しながら、勤労者の関心の高い話題を取り上げ、受講しやすい時間等を模索しながら労働講座を開催する。	【重点施策3】保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
2	おだわら起業スクール事業	新たな担い手となる創業者の発掘と起業家支援を図るため、小田原箱根商工会議所が実施する、おだわら起業スクールに対し、財政支援を通じ、地域経済の活性化を図る。	産業政策課	B	・6月から7月にかけて、全6回(土曜日、午後)以下の内容の講義を実施した。 第1回 経営者の心構え、ビジネスコミュニケーション 第2回 マーケティング戦略、売上の具体化 第3回 会計の基礎、収益と収支の違い 第4回 顧客を引き寄せるWEB活用、資金調達 第5回 顧客満足度を高めるWEB活用、創業計画書の作成 第6回 ビジネスプランの発表・講評 ・38名が受講し、13名が創業。	主催者である小田原箱根商工会議所と連携しながら、事業を継続する。	
3	女性活躍推進事業	女性の就業生活における活躍を推進するため、就業等支援講座の開催や情報の提供を行う。	人権・男女共同参画課	B	・未来創造・若者課と共催で「はたらく女子会@ラボ～おしゃべり交流会vol.3.vol.4」を開催した。異業種で働く女性や自分とは違う働き方をする女性と交流し、新しい視点や考え方に会ったり、悩みを共有することでより自分らしい働き方を考える場とした。(参加者26名オンライン含む) ・女性のためのキャリア相談を設置し、育児や介護との両立やキャリアアップなど自分らしい働き方を模索する女性からの相談に対応した。(令和5年度相談件数34件) ・職歴の浅い方などを対象に自律的なキャリア形成に向けて「女性のためのキャリアセミナー」を開催した。(2回連続セミナー参加者延べ36名)	今後も女性の職業生活における活躍を推進するため、講座の開催や情報の提供等を行っていく。	

(2)仕事と子育てとの両立のための基盤整備

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度貧困計画実施状況の該当
1	通常保育事業(再掲)★	家庭で保育することができない児童を保育所で預かり、保育を行う。個々の保育所の定員の弾力化や拡充により待機児童の解消を図る。	保育課	B	要入所児童の保育に必要な経費を負担するとともに、入所希望に可能な限り応えるために、個々の保育所において、基準の範囲内で定員を超えた児童の受入れを行った。 なお、令和5年4月の受入れ児童数は3,346人と昨年度の3,323人と比較すると20名ほど増加した。昨年度から定員を拡大できたことにより入所児童数を増やすことができた。	要入所児童の受入れを行う保育所等の安定的な運営に資するため、保育に必要な経費を負担するほか、希望する保育所等への入所が可能な限り適うよう、個々の保育所での入所定員の弾力化や受入れの拡充のために必要な調整を行う。 このほか、小田原市子ども・子育て支援事業計画に位置付けられた各種事業を推進し、必要な保育の受け皿確保を進めることで、待機児童の解消を図る。なお、事業拡大にあたっては、利用状況や窓口等でのヒアリングを基に、利用者のニーズを十分に把握した上でその是非を判断する。	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－ 1(再掲)
2	延長保育促進事業(再掲)★	保護者の就労状態等に対応するため、通常保育の前後の時間において、時間を延長して保育を行う。今後、受入れの拡大と時間延長に努める。	保育課	B	公立保育所5園も含めた45ヶ所で事業を実施することで、利用者の多様なニーズに即した保育時間を提供したほか、事業の円滑な実施に資するため、事業を実施した民間の保育所等に対してその利用数に応じた補助金を交付した。 なお、令和5年度の利用状況は19,576人だった。	利用者のニーズに応えるため各保育所等で事業を実施するとともに、民間保育所等に対しては、引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう利用実績に応じて補助金を交付する。	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－ 2(再掲)

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
3	乳児保育促進事業(再掲)	0歳児の保育を行う。今後、定員枠の拡大に努める。	保育課	E	令和2年度以降、市内での実績がない。 (市内で唯一実施していた保育所が、新型コロナウイルス感染症の状況を受け、令和元年度一杯で事業を終了している) 事業の実施にあたっては、十分な保育士確保と効率的な運営体制の構築が不可欠となるが、各園が保育士不足で通常保育の提供に苦慮する現状では、実施は極めて困難である。	現時点では事業再開の見込みは立っていない。 今後、利用ニーズが増加傾向となる場合には、短期的な対策として日曜・祝日でも開業している認可外保育施設(企業主導型保育事業)の案内を行う。増加傾向が顕著な場合には、通常保育の動向も見つつ、実績のある施設を中心に、事業再開・開設に向けた諸調整を図る。	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－ 3(再掲)
4	障がい児保育促進事業(再掲)	障がいのある児童の保育体制の充実を図るため、保育士の雇用を促進させる。	保育課	B	支援が必要となる児童の保育所入所が進むよう、対象時の受入れを実施した民間保育所に対し、保育士の加配に必要な人件費等に対する補助金を交付した。(25園88人の受入れ。前年比7人増) 当該補助事業については、各施設による適切な受入れが進むよう、対象の拡大を図るなど、認定が進むように制度改正を実施したが、保育士の確保が思う様に進まない状況もあり、補助制度を活用する園が広がらない点が課題となっている。	毎月の利用選考手続きの中で、各園における障がい児の受入れについて調整しながら本件事業への理解を求めていく。 また、事業を行う民間保育所に対しては、補助制度を活用し円滑な受入れが進むよう、制度の見直しも視野に必要な調整を図る。特に医療的ケア児の受入は限られた園での対応となることから、関係団体とも協議し、障がいの有無に関わらず、児童や保護者が望む保育所等を利用できる環境を構築していく。	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－ 4(再掲)
5	認可外保育施設への支援事業(再掲)	認可外保育施設の保育環境の向上を図るため、助成や指導を行う。	保育課	B	認可外保育施設に対して、入所児童に係る処遇向上、健康や安全衛生面での適切な保育水準を確保するための児童の健康診断等にかかる費用に対して県支出金を財源に補助金を交付した。 このほか、適切な運営がなされるよう各施設に対して行われる県の指導監査(実地指導)の実施に対して、必要な調整・協力を努めた。	引き続き、認可外保育施設の入所児童に係る処遇向上、健康や安全衛生面での適切な保育水準の確保が図られるよう、県の補助制度を活用し、児童の健康診断等にかかる費用に対して補助金を交付する。 また、施設に対する県の適切な監査・指導が行われるよう、県への必要な調整・協力の提供に努める。	
6	公立保育所運営管理事業(再掲)	公立保育所の施設等の整備や、給食の提供、職員の研修、賠償保険などを含めた運営管理を行う。	保育課	B	公立保育所の運営に必要な施設管理(修繕等)及び各種業務委託を実施したほか、任用職員への給与、嘱託医への報酬や研修旅費、負担金等の諸経費を支弁した。	安全な給食の提供、職員研修や必要な施設管理の実施など、公立保育所が安定的に運営できるよう、引き続き適切な管理運営を行う。	
7	民間保育所運営費補助事業(再掲)	民間保育所の運営が円滑に行われるよう人件費等を補助する。	保育課	B	民間保育所等に対し、子どものための教育・保育給付費及び子育てのための施設利用給付費のほか、安定した保育所運営に必要な補助事業を実施した。	給付費の適正な執行を行うとともに、保育所運営の課題等にあわせ、必要な補助事業を引き続き実施していく。	
8	公立保育所施設整備事業(再掲)	安全を確保し、多様な保育ニーズに対応するため施設整備を行なう。	保育課	B	老朽化の著しい水回りを中心に計画的な修繕を実施した。また、必要に応じて各園において修繕を実施した。	要修繕箇所の計画的な修繕を実施するとともに、必要に応じて各園において修繕を実施する。	
9	民間保育所等施設整備補助事業(再掲)	安全で多様な保育サービスに対応できるように、民間保育所における施設の改築や大規模修繕等に対して助成を行う。	保育課	B	「小田原市子ども・子育て支援事業計画」や「新子育て安心プラン実施計画」に基づく教育・保育の量の見込みを踏まえ、就学前教育・保育施設の整備(改築)に対する助成を行った。	保育の受け皿数(利用定員数)が保育ニーズを上回る状況にあることから、新たな民間の保育施設整備は予定していないが、必要な改築や大規模修繕等の施設整備により、民間保育所等の環境改善を行っていく。	
10	認定こども園整備事業(再掲)	教育・保育を一体的に行い、地域における多様な保育ニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園での認定こども園の設置を検討する。	保育課	B	移行を希望する認可私立幼稚園に対し、県の認定に係る事前協議や申請等のサポートを行った結果、令和5年4月から認定こども園に移行することとなった。加えて、令和5年度中に園舎の増築工事を行い2歳児定員の新規受け入れが可能となった。 このほか、橘地区での公立認定こども園の整備に向け、令和4年12月に策定した「(仮称)橘地域認定こども園整備基本計画」に基づき、整備事業者の選定を行った。	今後も、市内保育所や幼稚園等の意向等を把握するとともに、認定こども園への移行を希望する園に対しては、必要な支援を行っていく。 また、引き続き教育委員会との連携を深め、幼保の枠組みを超えた市全体での教育・保育の質向上に向けた取組みを行う中で、幼児期におけるより良い教育・保育の環境整備の実例の1つとして、橘地区における公立認定こども園の整備を進めるとともに、その他公立施設の在り方についても検討を重ねる。	
11	病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)(再掲)★	病氣中または病氣回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を、病氣回復期まで一時的に預かる。	保育課	B	各施設の事業が円滑に進むよう、事業を実施する施設に対して補助金を交付したほか、事業実施施設間の協力・諸課題の解決に向けた協議を行うため「病児・病後児保育事業連絡会」を開催するとともに、事業の認知向上を目的に広報掲載や乳幼児健康診断でチラシを配布するなど、事業周知に努めた。 本事業に置いては令和5年度は538件と令和4年度の413から増加し、コロナ禍前の令和元年度の状況(684件)に戻る傾向にあった。	引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう事業を実施する施設に対して補助金を交付するほか、「病児・病後児保育事業連絡会」を開催し、事業の効果的な運営や諸課題の検討を行うとともに、必要な利用者がスムーズに情報を把握できるよう事業の周知に努める。 また、利用実績や利用者のニーズなども把握した上で、施設や関係医療機関と協議し、事業のより良い在り方について検討していく。	
12	一時預かり事業(再掲)★	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。	保育課	A	各施設の事業実施が円滑に進むよう、実施園に対して、利用人数に応じて補助金を交付したほか、新規開業を希望する法人に対し協議に応じ、開業のサポートを行うなどした。 令和5年度は年間延べ利用児童数15,630人と前年度の14,253人に比べ利用が伸びた。	引き続き国の補助制度を活用し、事業が円滑に行えるよう事業を実施する施設に対して補助金を交付する。また、事業のニーズを捉え、必要に応じてその拡大を図るため、開業を希望する法人に対して適切なサポートを行う。	
13	子育て支援拠点管理運営事業(再掲)★	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て政策課	B	子育て支援センター(4か所)を運営し、延べ45,547人が利用した。また、相談に対応し、育児不安等の解消に努めた。(利用者数内訳・マロニエ:15,137人、いずみ:10,891人、こゆるぎ:3,609人、おだびよ:15,910人)※令和5年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止から脱し、利用時間や入場人数の制限等も解消されたことから、コロナ前と比較すると利用人数が回復途上ではあるが、いずれのセンターも、令和4年度と比較して利用が大幅に増加している。	これまで培ってきた各関係機関や地域と連携した講座開催などの取組みや関係性を継続する。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な制限がある状況下において、子育て家庭同士、交流の機会を求めていることが改めて把握できた。交流の機会を確保するとともに、子育て家庭が来所した際に育児の不安や悩みを打ち明けやすい受容的な場の提供がこれまで以上に重要となっている。コロナ禍にあって、断絶してしまった関係性を再生することが重要である。さらに、様々な背景をもつ子育て家庭が利用することから、必要とする育児や子育てに関する情報も多種多様となっており、その情報の収集や効果的な提供方法について工夫を凝らす必要がある。そのため、指定管理者制度に移行したことで、民間のノウハウを活かしつつ、より柔軟に子育て家庭のニーズに即した事業が展開できるようにしていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－10(再掲)

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
14	ファミリー・サポート・センター運営事業(再掲) ★	育児支援を受けたい人と育児支援ができる人の登録及び管理、援助活動の調整を行う。	子育て政策課	B	支援会員:267人 依頼会員:1,158人 両方会員:32人 活動件数:3,478件 産前・産後の家事支援:74件。会員の増加に向けて、管理運営業務の受託者による主体的な取組として、令和5年7月に「ファミサポ大学」を開始した。会員を対象に、援助活動に必要な知識だけでなく、会員自身の生活に役立つ知識について、専門家を招いて講義を行った。受講者が会員登録するなど一定の効果が見られた。	引き続き他機関と連携を図り事業の周知を図るとともに、会員向けの研修会等の充実化や、会員登録を電子データでの受付も可能にするなど、事業の充実度や利便性を高める取組を実施していく予定である。今後も育児不安や身近な相談なども受入れ、必要に応じて関係機関へ引き継ぎを行い、子育て家庭に対し寄添った支援を展開していくことを目指す。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－19(再掲)
15	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (再掲)★	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	教育総務課	B	利用児童が増加傾向にある早川小学校と、久野小学校の支援級在籍児童の増加に備えた学校側の意向にともない、旧パソコン室を児童クラブ室に整備した。 また、放課後児童クラブの委託事業者や支援員等に協力を依頼し、放課後子ども教室と一体的な運用を行った。 入所児童数 1802人 全41クラブ(令和5年度4月1日時点)	保護者等の就労や疾病等で、放課後に適切な保護を受けられない子どもに放課後の居場所を提供し、待機児童が発生しないよう努める。 また、令和5年度の10月から新たに委託締結した市内事業者2者が運営する2クラブ(前羽小・下曽我小)をはじめ、全放課後児童クラブの安心・安全な運営を目指す。	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－11(再掲)
16	放課後子ども教室推進事業(再掲)	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課	B	片浦小学校は4月から、ほかの24校については6月から開所した。 開所日数(延べ日数) 1055	放課後児童クラブとの連携を図り、引き続き、安全・安心な子どもの居場所を提供していくとともに、効果的な運用や連携について研究していく。	【重点施策1】教育の支援－10(再掲) 【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－9(再掲)
17	勤労者融資対策預託金事業	勤労者の生活の安定と向上を図るため、金融機関に資金を預託し、教育費、医療費、出産費等の生活資金について低金利での融資を行う。	産業政策課	B	次世代育成支援の視点から、教育費融資の上限を500万円、返済期間10年以内(4年以内の据置期間設定可)での利用が可能な制度運用を実施した。しかし、令和4年度と比較すると、令和5年度については、件数は3件増の9件、融資額は6,930,000円増の14,940,000円となったものの、教育費融資の実績が無かった。	社会情勢を鑑みながら、状況に適した運用について検討していく。	【重点施策4】経済的支援
18	魚ブランド化促進事業(再掲)	地魚を使った学校給食メニューを提供するとともに、子育て世代等を対象に旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進める。	水産海浜課	B	市内学校給食提供校(37校)を対象に、旬の時期に合わせ、アジ、ブリ、カマスを使用した学校給食メニューを提供した。また、市内小学校(25校)を対象に、サバフグを使った唐揚げを特別給食として提供した(「美食のまち小田原推進事業の予算」を活用)。さらに、市内7箇所の子ども食堂ヘインダイを提供した。	「市内産活用倍増作戦」を計画する保健給食課と連携し、各季節に使用する魚種の選定に協力する。また、一昨年度好評だったインダイを使った鯛めし給食、サバフグ唐揚げの特別給食のように、卒業シーズンに地魚を使った特別メニューを提供できるよう計画する。	

＜基本施策6 子ども等の安全確保＞

(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	地域防犯力強化事業	地域住民による自主防犯活動の普及、充実を図るとともに、地域における「顔の見える関係づくり」を構築し、地域の防犯力を高める。	地域安全課	B	小田原警察署や小田原警察署管内防犯指導員協議会等の関係機関と連携し、防犯パトロールや防犯キャンペーン等の防犯活動を実施した。	引き続き、小田原警察署や小田原警察署管内防犯指導員協議会等の関係機関と連携し、防犯パトロールや防犯キャンペーン等の防犯活動を実施する。	
2	交通安全運動推進事業	小田原警察署や各関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全対策に取り組むとともに、保育園、幼稚園、小学校、高齢者等を対象に交通教室を開催し、交通ルールや交通マナーの教育、啓発を行う。	地域安全課 (保健給食課)	B	小田原警察署や交通安全関係団体と連携を図りながら、各季の交通安全運動等(春・夏・秋・年末の交通安全運動など)を実施した。また、交通安全教育指導員による交通教室を実施し、交通ルールや交通マナーの教育、啓発を行った。 交通教室開催回数187回、受講者数10,537人(令和5年度実績)	引き続き、小田原警察署や交通安全関係団体と連携を図りながら、各季の交通安全運動等(春・夏・秋・年末の交通安全運動など)を実施する。また、交通安全教育指導員による交通教室を実施し、交通ルールや交通マナーの教育、啓発を行う。	
3	交通安全団体活動費補助事業	小田原交通安全協会、小田原市交通安全対策協議会に対して活動費を助成する。	地域安全課	B	2団体に対し、団体が行う交通安全活動費の助成を行った。	引き続き、2団体に対し、団体が行う交通安全活動費の助成を行う。	

(2)被害にあった子どもの保護の推進

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	教育相談等充実事業 ※R4年度より「登校支援事業」「教育相談事業」を統合。	支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による相談対応のほか、不登校の児童生徒の状況の改善を図るため、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。	教育指導課	B	子ども若者教育支援センターにおける教育相談、教育相談指導学級の設置、校内支援室指導員や不登校生徒訪問相談員等の配置による支援を行った。教育相談件数は3,844件で前年度から約80件増加し、課題を抱える児童生徒が増加している状況を反映する結果となっている。	教育相談件数は増加傾向にあることから、対応する相談員の充実を図る必要がある。	【重点施策1】教育の支援－1(再掲) 【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－15(再掲)

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
2	子ども若者相談支援事業 ※R4年度より「青少年相談事業」「児童相談事業」を統合。	妊産婦から児童に関わる相談、及びひきこもりや若年無業者(ニート)など社会生活を円滑に営むことが難しい若者(30歳代まで)や、その保護者等からの相談に応じる。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関とともに要保護児童等に対して適切な支援を実施する。また、ヤングケアラーについての相談支援等も本事業内で実施する。	子ども若者支援課	B	(子ども相談) 子ども家庭総合支援拠点(小規模C型)として、虐待や保護者の養育困難による養護相談、発達障がい等の障がい相談、非行相談、育児や塾などの育成相談など552件の新規相談に対応した。おだわら子ども若者教育支援センターは一もにいで教育相談や若者相談との連携を密に行っている。 (若者相談) ひきこもり、就労関係、発達障害、小中学生及び高校生の学校生活に係る相談など件45の新規相談に応じた。おだわら子ども若者教育支援センターは一もにいで教育相談や子ども相談との連携を密に行っている。	令和4年度より子ども若者相談支援事業とし、妊娠期から青壮年期までの切れ目のない相談支援体制の構築を図っている。児童虐待相談件数等の増加や複雑化した相談に対する支援が行えるよう、今後も職員の専門性の向上及び専門職の増員を図っていく	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 3(再掲) 【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－16(再掲)
3	女性相談事業	婦人相談員を配置し、配偶者等による暴力等からの保護を必要とする女性への支援、一時保護を実施する他、暴力の防止等に関する啓発活動を行う。	人権・男女共同参画課	B	寄せられた女性相談について、各所相談機関と連携し、子どもの保護や支援措置等に繋げられるよう、情報共有の強化を図った。	引き続き現行事業を充実させていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－18

＜基本施策7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進＞

(1)児童虐待防止対策の充実

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	子ども若者相談支援事業(再掲) ※R4年度より「青少年相談事業」「児童相談事業」を統合。	妊産婦から児童に関わる相談、及びひきこもりや若年無業者(ニート)など社会生活を円滑に営むことが難しい若者(30歳代まで)や、その保護者等からの相談に応じる。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関とともに要保護児童等に対して適切な支援を実施する。また、ヤングケアラーについての相談支援等も本事業内で実施する。	子ども若者支援課	B	(子ども相談) 子ども家庭総合支援拠点(小規模C型)として、虐待や保護者の養育困難による養護相談、発達障がい等の障がい相談、非行相談、育児や塾などの育成相談など552件の新規相談に対応した。おだわら子ども若者教育支援センターは一もにいで教育相談や若者相談との連携を密に行っている。 (若者相談) ひきこもり、就労関係、発達障害、小中学生及び高校生の学校生活に係る相談など件45の新規相談に応じた。おだわら子ども若者教育支援センターは一もにいで教育相談や子ども相談との連携を密に行っている。	令和4年度より子ども若者相談支援事業とし、妊娠期から青壮年期までの切れ目のない相談支援体制の構築を図っている。児童虐待相談件数等の増加や複雑化した相談に対する支援が行えるよう、今後も職員の専門性の向上及び専門職の増員を図っていく	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 3(再掲) 【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－16(再掲)
2	子育て世代包括支援センター(再掲)★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。さらに、児童福祉と母子保健を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として、位置付けることにより、相談支援機能の強化を図っていく。	子ども若者支援課	B	来所及び電話相談は前年に比べ減少傾向。相談内容が複合的に複雑化してきているので、総合的に支援できるよう、継続して相談対応の強化を図っていく。 母子健康手帳交付時の妊婦との面談 954人、来所相談 延141人、電話相談 延315人	専門相談として栄養士の相談日を開設していき、母子の健康や育児に関する相談支援等を強化していく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 1(再掲)
3	母子訪問指導事業(再掲)★	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	子ども若者支援課	B	延2,480人(妊婦67人、産婦874人、乳児890人、幼児217人、その他432人)の妊婦や乳幼児に対し、保健師や助産師が家庭訪問を実施し、育児支援を行った。	妊産婦や乳幼児を持つ保護者等に家庭訪問を通じて、妊娠や育児に関する情報を伝えることを継続する。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 4(再掲)
4	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	子ども若者支援課	B	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子どもの養育環境を把握するとともに、支援が必要な家庭に対して支援を行った。出生した乳児1,059人のうち989件を訪問(訪問率93.4%)した。	今後も引き続き速やかな訪問日調整等に努め、訪問率の維持向上を図るとともに、ニーズに応じた支援を行っていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 8(再掲)
5	養育支援家庭訪問事業(再掲)★	保護者の養育支援が必要である家庭に対し、その居宅を訪問し助言や指導を行うほか、ヘルパーを派遣し家事支援等を行う。	子ども若者支援課	B	児童の養育について支援が必要な家庭を委託業者が訪問し、育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談や指導を実施した。	引き続き、児童の養育について継続的な支援が必要な家庭に対し、家事及び育児等の支援を行う委託業者を派遣し、子どもの養育に関する援助や指導等を行う。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－20(再掲)

(2)ひとり親家庭等の自立支援の促進

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	市営住宅への入居優遇(ひとり親)	ひとり親の市営住宅への入居にあたり、優先度を高めるよう配慮する。	建築課	B	該当する世帯の入居申し込みがなかった。	ひとり親世帯の市営住宅への入居にあたり、引き続き配慮をしていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－21
2	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親と子の医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。	子育て政策課	B	ひとり親家庭の親と子2,715人の医療費について、112,511,484円の保険診療の自己負担分の助成を行った。	ひとり親家庭の親と子の医療費について、保険診療の自己負担分の助成を行う。	【重点施策4】経済的支援－ 7
3	児童扶養手当支給事業	父母の離婚・父母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、ひとり親世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する。	子育て政策課	B	父子45世帯、母子1,059世帯、養育者2世帯に対して、児童扶養手当588,131,400円を支給した。	法定受託事務として、適正に支給していく。	【重点施策4】経済的支援－ 4
4	母子家庭等自立支援事業	母子・父子自立支援員を設置するほか、技能、資格の取得を支援するための教育訓練給付金や利子補給金等を支給。各種セミナーを実施する。	子育て政策課	B	母子・父子自立支援員を設置し相談を受けたほか、技能、資格の取得を支援のための教育訓練給付金7件、高等職業訓練促進費 7件、総額6,982,430円を支給した。	母子・父子自立支援員を設置するほか、技能、資格の取得を支援のための教育訓練給付金等を支給する。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－16 【重点施策3】保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援－ 2

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が自立に必要な事由や疾病などにより、一時的に介護・保育などの支援が必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣する。	子育て政策課	D	家庭生活支援員の派遣について申込に結びつく相談がなかった。	母子、父子世帯が自立に必要な事由や疾病などにより、一時的に介護・保育などの支援が必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣する。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－17

【資料1】

(3)障がい児施策の充実

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
1	障がい児保育促進事業(再掲)	障がいのある児童の保育体制の充実を図るため、保育士の雇用を促進させる。	保育課	B	支援が必要となる児童の保育所入所が進むよう、対象時の受入れを実施した民間保育所に対し、保育士の加配に必要な人件費等に対する補助金を交付した。(25園88人の受入れ。前年比7人増) 当該補助事業については、各施設による適切な受入れが進むよう、対象の拡大を図るなど、認定が進むように制度改正を実施したが、保育士の確保が思う様に進まない状況もあり、補助制度を活用する園が拡がらない点が課題となっている。	毎月の利用選考手続きの中で、各園における障がい児の受入れについて調整しながら本件事業への理解を求めていく。 また、事業を行う民間保育所に対しては、補助制度を活用し円滑な受入れが進むよう、制度の見直しも視野に必要な調整を図る。特に医療的ケア児の受入は限られた園での対応となることから、関係団体とも協議し、障がいの有無に関わらず、児童や保護者が望む保育所等を利用できる環境を構築していく。	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－ 4(再掲)
2	障がい児通所支援事業	障がい児や発達に課題のある児童が、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を利用し、生活能力の向上、集団生活への適応等に必要な訓練、その他のサービスを受けることを支援する。	障がい福祉課	B	障がい児や発達に課題のある児童が、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を利用し、生活能力の向上、集団生活への適応等に必要な訓練支援が必要と認められる場合に、障害児通所給付費を給付した。 課題としては、保育所等訪問支援の活用によりインクルージョンの推進を図ることや放課後等デイサービスにおける適正な利用機会の提供を図るため、利用日数について段階的に支給決定していくことを検討している。	継続	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－ 6
3	保育所等訪問支援事業	療育経験のある保育士や臨床心理士、保健師等専門職員が、保育所や学校等の障がい児が集団生活を送る場所を訪問し、障がい児や担当者に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う。	子ども若者支援課	B	事業を活用することにより、関係機関との連携強化を図ることができると、対象児童を増やしていく。また訪問の機会だけでなく、必要に応じて電話連絡等を行い支援のタイミングを大切にしてい、インクルーシブな環境を拡大していく。	事業を活用することにより、関係機関との連携強化を図ることができるため、対象児童を増やしていく。また、対象期間の拡大を検討していくことでインクルーシブな環境を拡大していく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－13
4	障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業	障がい児及び発達に課題のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行う障害児通園施設「つくしんぼ教室」を運営する。	子ども若者支援課	B	おだわら総合福祉会館内に「つくしんぼ教室本園」、おだわら子ども若者教育支援センター内の「つくしんぼ教室分園」にて、支援が必要な児童の保育等を行った。	障がい児及び発達に課題のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行う障害児通園施設「つくしんぼ教室」を運営する。	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－ 7
5	おだわら子ども若者教育支援センター運営事業(再掲)	妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壮年期に至るまで、教育と福祉が連携した、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行うため「おだわら子ども若者教育支援センター」を設置し、相談者や施設利用者(つくしんぼ教室、しろやま教室、通級指導教室等)が安心して利用できる環境を整える。	子ども若者支援課	A	4月に健康づくり課の子どもに関する業務を移管するとともにし、令和6年4月のこども家庭センター設置に向け、相談室の増加、入口の自動ドア化、トイレの洋式化等の施設改修により、利用しやすい環境の整備を行い、妊産婦から39歳まで切れ目なく相談支援できる体制の更なる強化を図った。	平成5年12月建設の施設であり、経年劣化がみられるため、資産経営課保全係と調整しながら優先順位をつけて対応し、利用者が安心して相談できる環境を維持していく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 2(再掲)
6	心身障害児福祉手当給付事業	心身に障がい有する児童の生活の向上と福祉の増進を図るため、保護者に対し手当を支給する。	障がい福祉課	B	心身に障がい有する児童の保護者に対して手当を支給した。	継続	【重点施策4】経済的支援－ 5
7	育成医療給付事業(再掲)	障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要である児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。	障がい福祉課	B	認定を受けた児童の保護者に対し、障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要な児童の、手術、継続的治療に要する医療費の一部を給付した。	継続	【重点施策4】経済的支援－ 9(再掲)
8	障がい児医療的ケア支援事業	医療的ケア児の日中活動の場を確保するため、看護師を配置し医療的ケア児を受入れている放課後等デイサービス事業所に対し、費用の一部を助成する。	障がい福祉課	B	看護師を配置している放課後等デイサービス事業所2か所を対象に、医療的ケア児を受け入れた日数に応じて、その人件費の一部を助成した。	継続	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－12
9	障がい児ケア付き通学支援事業	医療的ケア児の通学に付き添う保護者の負担を軽減するため、保護者に代わり看護師等が同行し、医療的ケア児の通学を支援する。	障がい福祉課	B	放課後等デイサービス1事業所で実施しており、通学支援を行った回数に応じて市が助成している。事業所を利用している医療的ケア児8名に対し、2名が申請をしている。	継続	【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－10
10	軽度・中等度難聴児補聴器支給事業	障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成する。	障がい福祉課	B	障がい者総合支援法に基づく補装具の単価を準用し、軽度・中等度難聴児の福祉の向上に資するため、補聴器購入やイヤホン・ヘッド交換などに要する費用の一部を助成した。	継続	【重点施策4】経済的支援－11
11	支援教育推進事業 ※R4年度より「日本語指導協力者派遣事業」「支援教育事業」を統合。	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	教育指導課	B	支援を必要とする児童生徒への個別支援員を増員配置したほか、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行った。	特別支援学級在籍児童生徒が増加していることに加え、通常の学級においても支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、引き続き、支援に係る人員の充実を図る必要がある。	【重点施策1】教育の支援－ 3(再掲)
12	母子健康教育事業(再掲)	妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活が送れ、安全な出産が迎えられるようにママパパ学級を行う。乳幼児を持つ親等を対象に、子育て応援講座で育児に関する情報を提供し、親子教室で育児不安の軽減を図るための教室を実施する。	子ども若者支援課	B	妊婦とそのパートナーを対象に、ママパパ学級を2コース計30回実施し、延べ623人が参加した。また、健診のフォロー教室を年間46回開催した。育児グループは、各地区からの依頼に対して46回参加した。	妊婦とその家族を対象に、妊娠中の生活や安心して出産を迎えられるようにママパパ学級を行う。幼児に対しては育児不安の軽減を図るため必要な方に親子教室を開催する。今後は、保健センター内だけでなく、支援センター等、他部署と連携しながらの教育も考えていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 7(再掲)

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開	令和5年度分 小田原市子どもの 貧困対策推進計画該当事業項目
13	妊婦健康診査事業(再掲)★	妊娠中に14回まで妊婦健康診査費用の一部を助成する。	子ども若者支援課	B	妊娠期間中に1人14回分、産後2回分の妊婦産婦健康診査費用補助券、を交付した。令和5年度は、補助券を1,017件交付し、委託医療機関において妊婦健診10,777件、産婦健診1,433件の個別健診での利用があった。	妊娠中に14回まで妊婦健康診査費用、産後2回まで産婦健康診査費用の一部を公費負担する。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 5(再掲)
14	乳幼児健康診査事業(再掲)	保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査を実施する。	子ども若者支援課	B	4か月児、1歳6か月児、2歳児(歯科のみ)、3歳6か月児に対して保健センターにて集団健診を実施した。また経過観察の必要な方に対しては、事後検診を同様に実施した。8～9か月児については、市内の医療機関にて個別健診を実施している。	母子保健法に基づき、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査を保健センターにて集団健診または市内医療機関にて個別健診を実施する。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 9(再掲)
15	子育て世代包括支援センター(再掲)★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。さらに、児童福祉と母子保健を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として、位置付けることにより、相談支援機能の強化を図っていく。	子ども若者支援課	B	来所及び電話相談は前年に比べ減少傾向。相談内容が複合的に複雑化してきているので、総合的に支援できるよう、継続して相談対応の強化を図っていく。 母子健康手帳交付時の妊婦との面談 954人、来所相談 延141人、電話相談 延315人	専門相談として栄養士の相談日を開設していき、母子の健康や育児に関する相談支援等を強化していく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 1(再掲)
16	母子訪問指導事業(再掲)★	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	子ども若者支援課	B	延2,480人(妊婦67人、産婦874人、乳児890人、幼児217人、その他432人)の妊婦や乳幼児に対し、保健師や助産師が家庭訪問を実施し、育児支援を行った。	妊産婦や乳幼児を持つ保護者等に家庭訪問を通じて、妊娠や育児に関する情報を伝えることを継続する。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 4(再掲)
17	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	子ども若者支援課	B	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子どもの養育環境を把握するとともに、支援が必要な家庭に対して支援を行った。出生した乳児1,059人のうち989件を訪問(訪問率93.4%)した。	今後も引き続き速やかな訪問日調整等に努め、訪問率の維持向上を図るとともに、ニーズに応じた支援を行っていく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－ 8(再掲)
18	育児相談事業(再掲)	子育て支援センターでの育児相談や、各地区の子育てひろばからの依頼を受けて出張相談を行う。また、おだわら子ども若者教育支援センターは一もにいで、電話や来所による相談を随時実施する。	子ども若者支援課	B	子育て世代包括支援センター等の届出及び相談件数の総数は1,661件、うち電話相談は315件であった。新たに対象児を限定した「3か月のあかちゃんあつまれ!」を開始したが、そこでの相談件数は119件であった。	育児相談機能を子育て支援包括センターに集約したことで、相談窓口が一本になった。今後は相談支援の充実を図るため、子育て支援センターとも連携を強化していく。	【重点施策2】生活の安定に資するための支援－12(再掲)
19	教育相談等充実事業 ※R4年度より「登校支援事業」「教育相談事業」を統合。	支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による相談対応のほか、不登校の児童生徒の状況の改善を図るため、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。	教育指導課	B	子ども若者教育支援センターにおける教育相談、教育相談指導学級の設置、校内支援室指導員や不登校生徒訪問相談員等の配置による支援を行った。教育相談件数は3,844件で、前年度から約80件増加し、課題を抱える児童生徒が増加している状況を反映する結果となっている。	教育相談件数は増加傾向にあることから、対応する相談員の充実を図る必要がある。	【重点施策1】教育の支援－ 1(再掲) 【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実－15(再掲)

【資料1】

2. 「小田原市子どもの貧困対策推進計画」の実施状況と今後の展開について

※「小田原市子どもの貧困対策推進計画」(第6章)のみに記載されている事業について抜粋しています。

<重点施策1 教育の支援>

番号	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	児童生徒指導充実事業	小田原市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡会、いじめ予防教室等を開催するなど、いじめ防止対策を総合的に推進する。また、生徒指導の課題に対応するため、中学校に生徒指導員を派遣する。	教育指導課	B	今年度は、生徒指導員を6校に派遣し、生徒指導の諸課題に対応し、生徒指導体制の充実を図った。	次年度以降も、生徒指導の課題に対応し、各校の生徒指導体制の充実させるため、中学校に生徒指導員を派遣していく。
2	児童生徒就学支援事業	経済的支援を必要とする児童生徒の家庭を対象に、学校給食の現物給付、学用品費や通学費、新入学用品費等について支援を行う。	教育指導課	B	経済的な理由により就学困難な学齢児童及び学齢生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を支給した。	継続して、対象者に対し必要な支援を行う。
3	高等学校等奨学金事業	経済的な支援を要する生徒の高等学校等への就学に際し、奨学金を支給する。	教育指導課	B	経済的理由により高等学校等への修学が困難で、成績が優良な生徒(学習意欲があり今後の向上が期待できる場合を含む。)を対象に学資の一部を支給した。	継続して、対象者に対し必要な支援を行う。しかし、基金を財源とする事業が継続できなくなった場合には、その時点での国や県の高校生向けの支援制度の整備状況や社会(経済)情勢を鑑みて検討する。
4	部活動活性化事業	専門的な指導が可能な部活動指導員や部活動地域指導者等の派遣を行うとともに、各種中学校大会等の円滑な運営や参加生徒の経済的負担軽減のための支援を行う。	教育指導課	B	部活動指導員は4名、部活動地域指導者は47名を各校に派遣した。今後の課題は、更なる充実を図るための人材確保や、指導者研修等である。	専門的な指導が可能な指導者の派遣を拡充していくことで、部活動の充実、活性化を図る。
5	子どもの学習・生活支援事業	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもを対象とする個別指導型の学習塾を開催し、併せて、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行う。	福祉政策課	B	NPO法人子どもと生活文化協会(CLCA)へ委託して実施。 ・いそしぎ…日時:毎週土曜日 定員:20人程度 ・ふらっと城山…日時:毎週土曜日 定員:20人程度 ・CLCA事務所…日時:隔週木曜日 定員:10人程度 総実施回数:69回 総参加者数:509人	毎年、中学3年生の受験生全員が高校へ進学、また、学校や家庭について相談を受けており、児童・生徒の居場所として機能しており、引き続き、事業を実施していく。

番号	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
6	学校等アウトリーチ事業	次世代を担う子どもたちの豊かな情操を育み、創造力や感性を刺激するため、市内公立小中学校等を対象にアウトリーチ事業を開催し、本物の芸術に触れる機会を設ける。	文化政策課	B	小中学校で音楽（器楽、打楽器、声楽）、ダンス、伝統芸能のアウトリーチを21か所延べ29回実施した。	引き続き、より多くの児童・生徒に鑑賞の機会を与えるため、事業の内容を広く学校に周知し、利用していただくよう案内する。アーティスト希望や実施回数等は、学校の要望に対応しつつ、体験プログラムを取り入れていく。

＜重点施策2 生活の安定に資するための支援＞

番号	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	生活困窮者自立相談支援事業・就労支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及びその家族その他関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を図る。	福祉政策課	B	生活困窮者及び生活困窮者の家族、関係者からの相談に応じ、その抱える課題を評価・分析し、個々人の状態にあったプランの作成や関係機関との連絡調整等を実施。 相談件数：358件 プラン作成件数：23件 相談件数のうち他機関への連絡調整件数：86件 就労実績：3名	引き続き、生活困窮者等からの相談に応じ、個々の状況にあった支援を実施していく。また、関係機関との連絡調整を強化し、早期に就労に結び付くよう支援していく
2	家計改善支援事業	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者と一緒に家計の状況を明らかにして、家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言を行う。	福祉政策課	B	家計に困り事を抱える生活困窮者に対して家計の改善のプランを作成。 プラン作成件数：5名 プラン実施実績：5名	エネルギー・食料品価格の物価高騰が続き、家計を圧迫している状況であり、引き続き、家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着へ向け支援していく。

＜重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援＞

番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基き実施する重点事業)	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	生活困窮者自立相談支援事業・就労支援事業(再掲)	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及びその家族その他関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を図る。	福祉政策課	B	生活困窮者及び生活困窮者の家族、関係者からの相談に応じ、その抱える課題を評価・分析し、個々人の状態にあったプランの作成や関係機関との連絡調整等を実施。 相談件数：358件 プラン作成件数：23件 相談件数のうち他機関への連絡調整件数：86件 就労実績：3名	引き続き、生活困窮者等からの相談に応じ、個々の状況にあった支援を実施していく。また、関係機関との連絡調整を強化し、早期に就労に結び付くよう支援していく。

＜重点施策4 経済的支援＞

番号	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	生活保護制度による支援	生活困窮者に対して、国の定める基準により、その困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給する。	生活援護課	B	生活保護利用2,824世帯 うち母子家庭 110世帯	生活保護法に基づき、適切な処理を行い扶助費を支給し、子どもの貧困支援をしていく。
2	住居確保給付金支給事業	生活困窮者のうち離職又はこれに準ずる事由により経済的に困窮し、居住する住宅を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し給付金を支給する。	福祉政策課	B	離職・廃業や減収等により住宅を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動ができるよう、有期で家賃相当額を支給。 受給世帯数:33世帯 延べ支給月数:85月 支給総額:3,434,000円	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置（再支給及び求職活動要件の緩和）が令和5年3月末で終了し、また、新型コロナウイルス感染症が第5類感染症へ移行した影響により申請件数や支給総額等は、前年度と比べ大幅に減少している。しかしながら、依然としてエネルギー・食料品価格の物価高騰は続いており、家計への影響が懸念されるため、引き続き事業を継続していく。

＜重点施策5 子どもの成長や発達を支える支援の充実＞

番号	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
1	子どもの学習・生活支援事業（再掲）	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもの対象とする個別指導型の学習塾を開催し、併せて、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行う。	福祉政策課	B	NPO法人子どもと生活文化協会（CLCA）へ委託して実施。 ・いそしぎ…日時:毎週土曜日 定員:20人程度 ・ふらっと城山…日時:毎週土曜日 定員:20人程度 ・CLCA事務所…日時:隔週木曜日 定員:10人程度 総実施回数:69回 総参加者数:509人	毎年、中学3年生の受験生全員が高校へ進学、また、学校や家庭について相談を受けており、児童・生徒の居場所として機能しており、引き続き、事業を実施していく。

番号	事業名	事業内容	担当課	令和5年度 評価	令和5年度実施内容及び課題	事業の今後の展開
2	児童生徒就学支援事業(再掲)	経済的支援を必要とする児童生徒の家庭を対象に、学校給食の現物給付、学用品費や通学費、新入学用品費等について支援を行う。	教育指導課	B	経済的な理由により就学困難な学齢児童及び学齢生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を支給した。	継続して、対象者に対し必要な支援を行う。
3	高等学校等奨学金事業	経済的な支援を要する生徒の高等学校等への就学に際し、奨学金を支給する。	教育指導課	B	経済的理由により高等学校等への修学が困難で、成績が優良な生徒(学習意欲があり今後の向上が期待できる場合を含む。)を対象に学資の一部を支給した。	継続して、対象者に対し必要な支援を行う。 しかし、基金を財源とする事業が継続できなくなった場合には、その時点での国や県の高校生向けの支援制度の整備状況や社会(経済)情勢を鑑みて検討する。